

(平成23年4月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	52 件
国民年金関係	16 件
厚生年金関係	36 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	61 件
国民年金関係	39 件
厚生年金関係	22 件

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から6年3月まで
私の母は、私の国民年金の加入手続をしてくれて、20歳から国民年金に加入するまで未納であった期間及びその後の期間の国民年金保険料を納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、申立人の保険料を納付していたとする母親は、昭和54年11月に国民年金に任意加入して60歳に到達するまで保険料を完納している。

また、申立人の母親は、申立期間当時居住していた市から申立人の20歳からの保険料の未納通知を受け、保険料を納付したと説明しており、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成6年10月12日に払い出されており、当該払出時点で申立期間の保険料を過年度納付することが可能であったほか、同月17日に過年度納付書が作成されていることがオンライン記録から確認できること、申立期間直後の6年4月から同年10月までの期間の保険料は同年11月7日に現年度納付されていることが上記市の国民年金保険料検認記録簿から確認できること、申立人と同様に母親が国民年金の加入手続及び保険料の納付をしたとする姉は、手帳記号番号が4年9月に払い出され、20歳時の3年*月まで遡って保険料を納付していることが確認できることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から同年6月までの期間及び62年7月から63年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年10月から50年3月まで
② 昭和53年4月から同年6月まで
③ 昭和62年7月から63年3月まで

私は、申立期間①については、勤務先の店主の妻が国民年金の加入手続をしてくれ、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間②については、勤務先を退職するまで店主の妻が保険料を納付してくれていたと思うが、退職後は自身で保険料を納付した。申立期間③については、昭和62年6月に会社を退職した後再加入手続をし、保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は3か月と短期間であり、当該期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みであること、申立人は、当該期間中の昭和53年5月に転居しているが、転居前の市では、国民年金被保険者に対して当時は毎年度4月に当該年度第1期の納付書を送付していたとしており、申立人は、当該期間の納付書を受け取っていたものと考えられること、所轄社会保険事務所（当時）の被保険者台帳の当該期間欄には、納付表示の上にバツマークが付されているが、その理由等は記載されておらず、また、当該期間の保険料の還付記録も確認できず、保険料納付義務のある当該期間について納付表示を取り消す理由が考えられないことなど、申立内容に不自然さは見られない。

また、申立期間③については、申立人が所持する年金手帳に当該期間に係る被保険者資格の取得日及び喪失日が記載されており、当該期間当時居住していた区への住所変更の記載も認められること、申立人は、当該期間前の昭和59年8月及び当該期間後の平

成4年2月の厚生年金保険から国民年金への切替手続及びその後の保険料納付を適切に行っていることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間当時に勤務していた店の店主の妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料納付をしていたとする当該店主の妻から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であること、申立人の国民年金手帳の記号番号は、当該期間後の昭和50年5月に払い出されており、当該期間の保険料は過年度保険料となるが、申立人は、遡って納付してくれていたとは聞いたことがないと説明しているほか、勤務先同僚である店主の弟も48年4月に手帳記号番号が払い出され、同月から保険料の納付を開始していることなど、店の店主の妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から同年6月までの期間及び62年7月から63年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月及び同年2月

私は、平成8年7月に会社を退職した後に国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間前後の保険料は納付済みとなっており、申立期間も同様に納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間の1回のみであり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成8年8月頃に払い出されており、当該払出時点で申立期間の保険料は現年度納付することが可能であり、申立人は、申立期間直前の同年8月分の保険料を同年11月に、同年9月から同年12月までの保険料を同年12月にそれぞれ現年度納付していることがオンライン記録で確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年9月までの期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から50年9月まで
② 昭和55年7月から61年3月まで

私は、国民年金に任意加入し、申立期間の①及び②の国民年金保険料を自宅に届いた納付書によりA区の出張所や金融機関で納付していた。申立期間の①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間の①について、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間の①のうちの昭和49年4月から50年2月までの期間において国民年金に任意加入していることが確認できる。このことから、当時居住していたA区から申立人に対し、当該期間に係る納付書が送付されていたものと推認でき、申立人が当該期間の国民年金保険料を現年度納付することが可能である。また、オンライン記録によれば、申立人は、50年3月に申立人の夫が厚生年金保険から国民年金に切り替わったことに併せて、強制加入被保険者に切り替わっていることが確認できる上、申立期間の①のうちの昭和50年3月から同年9月までの期間の保険料については、当該切替手続に併せて現年度納付することが可能である。その上、オンライン記録によれば、申立人の夫の当該期間の保険料は納付済みである。

さらに、申立人は、「申立期間の①の保険料を自宅に届いた納付書によりA区の支所や金融機関で納付していた。」と述べており、申立期間当時居住していたA区の支所及び金融機関のいずれにおいても現年度保険料の収納業務を行っていたことが確認できることから、申立人の申立内容に一定の整合性が見受けられる。

加えて、申立期間の①は18か月と比較的短期間であり、当該期間前後の期間の保険料は納付済みである。

2 申立期間の②について、申立人は昭和48年10月以降、申立期間の①及び②を通じて転居しておらず、当時居住していたA区において、申立期間の②において69か月もの長期間にわたり保険料の納付に係る事務処理を誤ったとは考え難い。

さらに、A区が昭和59年5月10日に作成した申立人に係る年度別納付状況リストによれば、当該リストの作成時点において、申立人の申立期間の②のうち55年7月から59年4月までの期間に係る保険料が納付されていたことを示す記録は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の②の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い上、申立人は申立期間の②の保険料額等に関する記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間の①の国民年金保険料については、納付されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年6月から55年3月まで
② 昭和57年4月から58年3月まで

私は、会社退職後の昭和53年6月に、国民年金の加入手続を行い、その後は申立期間①の国民年金保険料を納付していた。申立期間②については、保険料が免除されている旨の記載がある納付記録通知を所持している。申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②が国民年金に未加入で保険料が免除とされていないことに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち昭和54年4月から55年3月までの期間については、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をおおむね納付しており、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された54年6月時点から、当該期間の保険料は現年度納付することが可能であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①のうち昭和53年6月から54年3月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の手帳記号番号の払出時点では、当該期間の保険料は過年度納付する必要があるが、申立人は保険料を遡って納付した記憶は無いと説明しているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間②については、申立人は、当該期間の保険料が免除されている旨の記載がある昭和58年5月25日現在の国民年金保険料納付記録通知を所持しているものの、昭和58年度までの納付実績が記載されている年度別納付状況リストでは、当該期間は国民年金の未加入期間とされている。

さらに、申立期間当時、申立人の元夫は厚生年金保険被保険者であることから、当該

期間については、申立人は国民年金の任意加入適用期間となり、保険料の免除制度は適用されないこと、オンライン記録によると、申立人は昭和 58 年 11 月に任意加入していることから、当該任意加入に伴い納付記録が見直されて上記の申請免除の記録は取り消されたものと推察され、当該処理に不自然な点は見られないなど、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年12月から48年3月までの期間及び49年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年12月から48年3月まで
② 昭和49年4月から同年6月まで
③ 昭和49年10月から50年6月まで

私は、昭和47年12月に会社を退職した後、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間に国民年金保険料の未納期間は無い。

申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和48年8月時点で、保険料を過年度納付することが可能である上、申立人が所持する領収証書により、当該期間直後の同年4月から同年9月までの保険料を同年10月31日に、同年同月から同年12月までの保険料を同年11月30日に納付していることが確認でき、それぞれの納付時点で、当該期間の保険料を過年度納付することが可能であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②については、3か月と短期間であり、当該期間前後の保険料は納付済みである上、申立人が所持する領収証書によると、当該期間直後の昭和49年7月から同年9月までの保険料は、同年7月17日に納付されていることが確認でき、当該納付時点で、当該期間の保険料を現年度納付することが可能であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間③については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が所持する領収証書により、当該期間直後の昭和50年7月から52年3月までの期間の保険料については、申立人が婚姻した51年6月より後の52年10月15日に遡って納付していることが確認でき、当

該納付時点では、当該期間は、時効により保険料を納付することができない期間である上、保険料を遡って納付していることにより、婚姻日以前から保険料の未納期間が生じていたことが確認できるなど、申立人が、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 12 月から 48 年 3 月までの期間及び 49 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月から同年 3 月まで
私の夫は、昭和 52 年 1 月に私の国民年金の加入手続きを行い、付加保険料を含めて国民年金保険料を納付書により郵便局で納付してくれていた。申立期間の保険料が付加保険料を含めて未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であり、申立人は、申立期間及び第 3 号被保険者期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を付加保険料を含めて全て納付している。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の夫は、申立期間前後を通じて、仕事及び収入などに変更は無く、申立人の生活状況に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 10 月から 59 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 2 月から 59 年 9 月まで

私の母は、昭和 60 年頃に区役所から勧奨されて、私の国民年金の加入手続きを行ってくれた。母は生前、「そのとき、役所から 2 年分の国民年金保険料を遡って納付するように言われたが、保険料額が高額で一括では納付できなかったため、相談して 2 年間にわたり、過去の 1 か月分と当月 1 か月分の計 2 か月分の保険料を毎月納付してきた。初めの 2 年分を納付したから、年金はちゃんと受け取れるよ。」と何度も言っていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 58 年 10 月から 59 年 9 月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された 61 年 1 月時点で、国民年金保険料を過年度納付することが可能な期間であり、申立人は、申立人の母親から聞いたとする、国民年金の加入手続き後に過年度納付を行った経緯及びその納付方法について具体的に説明している。

また、申立人が母親から聞いたとする加入当初の納付金額は、当該期間のうち、昭和 59 年 3 月以前の過年度保険料額とおおむね一致している上、オンライン記録によると、申立期間直後の 59 年 10 月から 60 年 3 月までの保険料は過年度納付されていることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 58 年 2 月から同年 9 月までの期間については、母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続きを行い、保険料を納付していたとする母親から、当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、当該期間は時効により保険料

を納付することができない期間であるなど、母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 10 月から 59 年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年1月から同年3月までの期間及び61年1月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月から48年9月まで
② 昭和56年1月から同年3月まで
③ 昭和61年1月から同年12月まで

私は、国民年金制度発足当初は国民年金に加入していなかったが、友人からいくらか国民年金保険料を納付すれば今からでも国民年金に加入することができると聞き、加入し、遡って保険料を納付した。その後は店の担当者に現金と納付書を渡し、保険料を納付してもらっていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、それぞれ3か月及び12か月と短期間であり、それぞれの前後の期間の国民年金保険料は納付済みであるほか、当該期間及びその前後の期間を通じて申立人の住所や職業に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は、第2回特例納付実施期間中の昭和50年12月頃に払い出され、申立人は、36年4月から申立期間直前までの5年間の保険料を特例納付し、申立期間直後の48年10月から50年3月までの期間の保険料を過年度納付していることが確認できるが、納付したとする保険料額に関する記憶が曖昧であること、当該期間のうち48年4月から同年9月までの期間の保険料は第2回特例納付の対象期間ではなく、手帳記号番号払出時点ではこの期間は時効により保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 61 年 1 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から同年6月までの期間、47年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年4月から同年6月まで
② 昭和47年4月及び同年5月
③ 昭和61年4月から平成5年4月まで

申立期間①については、勤務先の会社が給料から国民年金保険料を控除して、私の保険料を納付していた。申立期間②及び③については、私の妻が集金人又は金融機関で保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当該期間は3か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和43年11月に払い出されており、当該期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能であったほか、当該期間前後の期間の保険料は納付済みである。また、申立人は、当該期間の保険料は会社が給料から控除して、会社の従業員が保険料を納付していたと説明しており、当該期間の保険料を納付していたとする従業員は当該期間の自身の保険料が納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②については、当該期間は2か月と短期間であり、申立人の手帳記号番号払出日から当該期間の保険料は現年度納付することが可能であり、当該期間前後の期間の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。また、当該期間直後の昭和47年6月から48年3月までの期間は、平成21年5月28日に未納から納付済みに訂正されているなど、申立人に係る記録管理が不適切であった状況も認められる。

しかしながら、申立期間③については、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする妻から当時の納付状況等を聴取する

ことができないため、当時の状況が不明であるほか、妻は当該期間の自身の保険料が未納であるなど、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 4 月から同年 6 月までの期間、47 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年11月から62年3月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、私が結婚するまでの国民年金保険料を自身の分と一緒に納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和60年4月から62年3月までの期間については、申立人は、申立期間後の国民年金保険料を全て納付しており、申立人の保険料を納付したとする母親は、38年4月以降当該期間を含め、保険料を全て納付している。また、申立人の国民年金の手帳記号番号が払い出された60年4月時点で、当該期間は現年度納付することが可能な期間であり、母親は二人分の保険料を納付組織の集金人に納付したと説明しており、申立人が当時居住していた市では、当該期間当時に納付組織が存在していた可能性があるとしていることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和57年11月から60年3月までの期間については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の手帳記号番号の払出時点では、57年11月及び同年12月の保険料は時効により納付できない期間であり、58年1月から59年3月までの期間は過年度納付、同年4月から60年3月までの期間は現年度納付することが可能であるが、申立人の母親は加入手続前の期間を遡って納付したことはないと思うと説明しているなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月から62年3月までの保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月及び同年3月
私は、平成7年2月頃に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成7年3月に払い出されており、申立期間の保険料は現年度納付することが可能であったほか、申立人は申立期間直後の7年4月から8年3月までの期間の保険料を8年4月に現年度納付していることが確認でき、当該納付時点で申立期間の保険料は過年度納付することも可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年1月から62年6月までの期間及び62年10月から63年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年2月から57年9月まで
② 昭和58年1月から62年6月まで
③ 昭和62年10月から63年3月まで

私の父は、私の国民年金の加入手続をしてくれ、結婚前は私の分の国民年金保険料を、結婚後は私と妻の保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和57年6月に払い出されており、当該期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能な期間であり、当該期間直前の期間の保険料は納付済みである。また、申立人の父親が、申立人の保険料と一緒に納付していたとする申立人の妻の自身の当該期間の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間③については、当該期間は6か月と短期間で、手帳記号番号払出日から当該期間の保険料は現年度納付することが可能な期間であり、当該期間前後の期間の保険料は納付済みである。また、申立期間②と同様、父親が保険料を納付していたとする申立人の妻の自身の当該期間の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の手帳記号番号払出時点では、当該期間のうち昭和55年4月から57年9月までの期間は過年度納付及び現年度納付により保険料を納付することが可能な期間であるが、申立人は父親から保険料を遡って納付したとは聞いていないと説明していること、53年2月から55年3月までの期

間は時効により保険料を納付することができない期間であることなど、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年1月から62年6月までの期間及び62年10月から63年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和48年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年1月から47年11月まで
② 昭和48年4月から同年12月まで

私は、昭和43年の初め頃に、A市役所のB出張所又は本庁舎で国民年金の加入手続を行い、申立期間の①及び②の国民年金保険料を納付した。申立期間の①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間の②については、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和47年12月頃に払い出されており、国民年金保険料の現年度納付が可能な期間である。

また、申立人は、申立期間の②について、「昭和49年2月に転居したC区で保険料を払ったかもしれない。」と述べており、C区の担当職員は、「前の住所地の納付状況については、その年度の納付書の残りを確認して納付してもらった可能性はあると思う。」と述べている。

さらに、申立期間の②は、9か月と短期間である上、オンライン記録によると、前後の期間の保険料は現年度納付されていることが確認できる。

2 一方、申立期間の①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は、前述のとおり、昭和47年12月頃に払い出されており、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立人の資格取得日は「47.12.16 任」と記録され、当該資格取得に係る年金手帳の発行日は47年12月22日と記載されていることが確認できる。また、申立人が所持する年金手帳においても、当該国民年金被保険者名簿と同様の記載内容が確認でき、申立人が昭和55年1月に移動したD区の押印とともに資格取得日が「47年12月16日 任」から「39年10月3日 強」に訂正されていることが確認できる。さらに、

申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、申立期間の①は、申立期間当時において国民年金に加入していない期間であり、遡って保険料を納付することができない期間である。なお、仮に遡って保険料を納付することができたとしても、申立期間の大部分の期間は、時効により保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の①の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い。

このほか、申立人が申立期間の①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間①及び②のうち、申立期間の②の国民年金保険料については、納付されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月から同年12月まで

私は、昭和47年1月から同年12月までの国民年金保険料を納付した領収証書を所持している。48年2月16日に6,000円を還付したとあるが、その記憶は無い。還付したこと自体が誤りで、還付しなくてもよい申立期間の保険料まで還付したことになる。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年1月から同年3月までの保険料を同年1月に納付した領収証書及び同年4月から同年12月までの保険料を同年8月に納付した領収証書を所持しているものの、47年1月から同年12月までの期間の保険料は、申立人が47年1月6日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していたことを理由として、48年2月16日に還付されていることが、還付整理簿で確認できる。

一方、申立人は、オンライン記録では昭和47年3月26日に国民年金の被保険者資格を、また、申立人が所持する国民年金手帳では同年2月1日に同資格を取得したことが確認できるなど、申立期間は国民年金の強制加入被保険者期間であり、保険料が還付される前は保険料の納付済期間となっていたことから、この期間については納付済期間とする必要がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私は、私の母が私の国民年金の加入手続を行い、兄からお金を受け取り集金人に私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと兄から聞いた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立期間当時に申立人と同居し、母親に申立期間の申立人の国民年金保険料を渡していたとする申立人の兄及びその妻は、申立期間の保険料を納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和36年4月頃に払い出されており、申立期間の保険料は現年度納付又は過年度納付が可能であったほか、申立期間直後の昭和37年度分の保険料は39年4月に過年度納付されていることが申立人が所持する領収証書で確認でき、申立人は、兄から領収証書がある37年度分とは別の期間の保険料を母親が納付したと聞いたと説明しており、昭和37年10月以降に集金人が過年度保険料の訪問徴収を行っていたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA会における資格取得日は昭和20年7月1日であると認められることから、船員保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和20年7月から21年3月までの期間に係る標準報酬月額については、180円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和20年4月1日から21年4月1日まで

A会に船員として所属していた期間及びA会管理下のB社に勤務していた期間の船員保険の加入記録が無い。昭和20年4月にC普通海員養成所に入所し、卒業した直後にA会に採用され、同年9月からB社に勤務したので、船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D省から提出のあった資料「海員学校50年の歩み」によると、船員の募集について、昭和17年7月のE院長官の指示によりA会が直接行うこととなったと記載されており、申立人が入所したとするC普通海員養成所は、同資料の海員養成所一覧からA会の管理する養成所であり、昭和20年4月15日に開設されたことが確認できる。

また、申立人はC普通海員養成所に昭和20年4月に入所し、同年6月30日に卒業した旨供述しており、上記資料によると、同養成所における修業期間は2か月から3か月と記載されていることが確認でき、申立人が供述している期間及び所在地もほぼ一致していることから、申立人の供述に信憑性がうかがえる。

さらに、申立人は、予備船員を経て、昭和20年9月にA会管理下のB社に採用となり、F丸への乗船命令が下ったことから、同僚と当時建造中であった同船を引き取りにG社に赴き、完成を待ち乗船した旨供述しているところ、B社五十年史及びG社「55年」によると、F丸は同年10月に完成し、同年11月にG社からB社に引き渡された記録が確認できる。

加えて、申立人は、上記同僚と昭和23年10月頃まで一度も下船することなくF丸に乗船し、この間、H港からI港間で石炭の輸送及びJ国向けのK国軍需物資の輸送に甲板員として乗り組み、J国L港で沖待ち中に実父訃報通知があったこと等を詳細に記憶し、その供述に信憑性がうかがえることから、申立人はC普通海員養成所を卒業後、

そのままA会に所属したことが推認できる。

なお、オンライン記録によると、当該同僚の船員保険被保険者の記録（後に、共済組合に移管）は、昭和20年2月21日から27年6月19日までとなっている。

一方、A会に係る船員保険被保険者名簿を確認したところ、申立人と同じ名簿に記載されている被保険者について、氏名、生年月日、職務及び標準報酬等級の記載はあるものの、同名簿における最も重要な記録の一つである資格取得日及び資格喪失日の記載が無く、上記同僚の氏名が記載されている同被保険者名簿についても、同様な記載が確認できる。

また、上記被保険者名簿の備考欄には、昭和21年4月1日の日付が記載されており、当該日付は、申立人のオンライン記録における資格取得日と一致している。これについて、社会保険事務局（当時）では、備考欄に記載されている日付（昭和21年4月1日）を資格取得日としたものと考えられるが、その根拠や妥当性については、不明であるとしている。

さらに、申立人の船員保険被保険者台帳の記載事項を見ると、資格取得日が時系列に記載されておらず、昭和21年4月1日の記載箇所も不自然さがうかがえ、加えて、上記同僚の船員保険被保険者の記録によると、同年4月1日より前に資格を取得していることが確認できることから、A会に係る同被保険者名簿について、社会保険事務所（当時）の記録管理は適正とは言い難い。

これらを総合的に判断すると、A会に係る船員保険被保険者名簿における申立人の資格取得日に係る記録は有効なものと認められず、同僚の記録及び申立人の明確な記憶から判断し、事業主は昭和20年7月1日に被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、昭和20年7月から21年3月までの標準報酬月額については、同年4月の社会保険事務所の記録から、180円とすることが妥当である。

他方、申立期間のうち、昭和20年4月1日から同年7月1日までの期間について、申立人は給与をもらっていたと供述しているが、上記資料から、申立人が入所していたA会C普通海員養成所において給与が支給されていた事実が確認できない。

なお、M海員養成所の所則によると、食費として月額15円の手当が支給されていた規定が確認できる。

このほか、申立人の当該期間に係る船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険の被保険者として、当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間②の標準報酬月額に係る記録を32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年4月1日から18年6月1日まで
② 平成18年6月1日から同年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、保険料控除額に見合う標準報酬月額より低くなっている。給与支給明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人から提出のあった給与支給明細書により、申立人は、その主張する標準報酬月額（32万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は既に死亡していることから照会することができず、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険

給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人から提出のあった給与支給明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より低いか又は一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA会における資格取得日に係る記録を昭和30年5月15日、資格喪失日に係る記録を31年10月20日とし、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年5月15日から31年10月20日まで

B店に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同店には同じ高校を卒業した同級生の後任として入店し、前任者と同じ業務で勤務した。前任者には、A会として同店での厚生年金保険の加入記録があるので、自分も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同じ高校の同級生である同僚3人の供述により、申立人が申立期間にB店で勤務していたことが認められる。

また、上記同僚のB店への入店時期について、申立人の前任者及び申立人の下宿先の同居人は昭和29年に、申立人と前後して同店に入店したとする同僚は、30年に入店した旨回答しているところ、上記3名の同僚は、A会に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、いずれも同会が厚生年金保険の適用事業所となった同年4月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、上記前任者は、「申立人は昭和30年5月6日に上京し、重複期間を経て同年5月15日に申立人に業務を全て引き継いだ。申立人は自身と同じ業務に従事した。」と供述しており、このことは、上記前任者が大学4年のときに執筆し、平成22年2月に発行した「C誌」に具体的に記入されていることから信憑性^{びょう}があると考えられる。

加えて、上記同居人は、「下宿先転居のため、昭和31年10月に申立人と一緒にB

店を退店した。」と供述しているところ、申立人は、同店の退店時期について「同年10月20日過ぎであったと思う。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間にB店に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA会における資格取得日を昭和30年5月15日、資格喪失日を31年10月20日とすることが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記前任者である同僚に係る上記被保険者名簿の標準報酬月額の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、既に死亡しており、確認することはできないが、A会に係る上記被保険者名簿では、申立期間の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考え難い。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届や資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないことは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和30年5月から31年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年12月1日から6年3月31日までの期間について、申立人の標準報酬月額、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

また、申立人のA社における資格喪失日は、平成6年4月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成6年3月の標準報酬月額については53万円とすることが妥当である。

さらに、申立人は、申立期間のうち、平成6年4月1日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を同年4月1日に訂正し、同年4月の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月1日から6年5月1日まで

A社及び同社の関連会社であるB社に勤務した一部期間の厚生年金保険の加入記録が無く、また、A社で勤務した期間の標準報酬月額が給与の額より低くなっているため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によると、申立期間のうち、平成5年12月から6年2月までの期間について、A社における申立人の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、同年3月24日付けで、5年12月に遡って8万円に減額訂正されている上、同社が適用事業所に該当しなくなった6年3月31日まで同社に在籍していた従業員26名について、申立人同様に、標準報酬月額が遡って減額訂正されていることが確認できる。

また、A社の経理担当者は、「当時、社会保険料の滞納があり、社会保険事務所か

ら経営責任を指摘され、役員について標準報酬月額を遡って引き下げた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、平成6年3月24日付けで行われた申立人に係る標準報酬月額の遡及訂正処理は、事実即ちしたものとは考え難く、申立人について、5年12月に遡って標準報酬月額の減額訂正処理を行う合理的な理由はなく、当該期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

2 申立期間のうち、平成6年3月31日から同年4月1日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成6年3月31日）より後の同年5月6日付けで、遡って同年3月31日と記録されていることが確認できる。

しかしながら、申立人が記憶している同僚は、「当該期間も含めてA社及びB社に継続して勤務しており、申立人と一緒に仕事をしていた。」と供述しているところ、当該同僚が保管している本人分の源泉徴収票により異動日は平成6年4月1日であることが確認できることから、申立人が当該期間にA社に勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が平成6年3月31日に被保険者資格を喪失した旨の遡及処理を社会保険事務所が行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものと認められず、申立人のA社における資格喪失日は、申立人がB社で資格を取得した日と同日である同年4月1日であると認められる。

また、平成6年3月の標準報酬月額については、申立人のA社における遡及処理前の同年2月のオンライン記録から、53万円とすることが妥当である。

3 申立期間のうち、平成6年4月1日から同年5月1日までの期間について、雇用保険の加入記録及びB社の同僚の供述により、申立人が当該期間に同社に勤務していたことが認められる。

また、当該期間について、上記同僚が保管している本人分の源泉徴収票により、厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人についても、同様に保険料が控除されていたものと考えられる。

一方、オンライン記録では、B社は平成6年5月1日に適用事業所となっており、当該期間は適用事業所としての記録が無い。

しかし、B社は、当該期間において法人格を有していることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、申立人は当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の平成6年4月の標準報酬月額については、上記同僚の標準報酬月額の記録から判断して、53万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

事業主は不明としているが、B社は、当該期間において適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていないことが認められることから、事業主は、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成13年4月1日から17年9月1日までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を62万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和21年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：平成13年4月1日から18年4月1日まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額より低い。給与明細書（一部）及び当時の預金通帳を提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成13年4月から17年8月までの期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、13年4月から16年10月までは62万円と記録されていたところ、同年11月16日付けで28万円に遡って減額訂正処理されており、同社の事業主についても、同様に遡って減額訂正されていることが確認できる。

また、A社の代表取締役は、当時、同社の経営環境が悪化し、社会保険料を滞納したことから、社会保険事務所に相談し、役員の標準報酬月額について遡って減額訂正を行った旨供述している。

さらに、A社に係る商業登記簿謄本から、申立人は申立期間において、取締役であったことが確認できるが、上記代表取締役によると、申立人は企画・設計の担当であり、社会保険の届出事務に権限を有していなかった旨供述していることから、申立人は当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、平成16年11月16日付けで行われた遡及訂正は事実上即したものと考え難く、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。

このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の平成13年4月か

ら 17 年 8 月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 62 万円に訂正することが必要と認められる。

一方、申立期間のうち、平成 17 年 9 月から 18 年 3 月までの期間に係る標準報酬月額については、上記遡及訂正処理日以降の最初の定時決定（平成 17 年 9 月）において、28 万円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的関係がうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人は当該期間に係る預金通帳の写しを提出しているが、A 社の代表取締役及び申立人が当時、給与の遅配があったと供述していることなどから、振込金額の給与支給額が特定できず、上記代表取締役からも、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について明確な供述を得ることができない。

このほか、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が平成3年2月28日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を、社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人のA社（現在は、C社）における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については16万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月28日から同年3月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間前後における厚生年金保険被保険者記録は、B社（現在は、C社に統合）における資格喪失日が平成3年2月28日、A社における資格取得日が同年3月1日となっていることが確認できる。

しかしながら、雇用保険の加入記録及びC社から提出された人事記録等から、申立人は、平成2年4月1日から3年2月27日まではB社、引き続き同年2月28日からA社に勤務し、11年10月1日から現在に至るまでC社に勤務していることが認められる。

また、B社は、当初、平成3年3月1日を資格喪失日とする届出を社会保険事務所に提出していたが、その後、同社の人事記録に基づき、資格喪失日を同年2月28日とする訂正届を提出しており、また、A社は、当初、同年3月1日を資格取得日とする届出を社会保険事務所に提出していたが、その後、上記B社における訂正届に合わせて資格取得日を同年2月28日とする訂正届を同年4月27日付けで社会保険事務所に提出しており、C社では、これらの訂正届の控えを保管しており、当該訂正届の控えには、社会保険事務所の確認印が押されていることが確認できる。

以上のことから、社会保険事務所における申立人の申立期間に係る年金記録の管理が

適切であったとは認め難い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が平成3年2月28日にA社における厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る上記資格取得日訂正届の控え及び平成3年3月のオンライン記録から、16万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を22万円に訂正することが必要である。

また、申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日は、平成3年11月26日であると認められることから、申立期間②の資格喪失日に係る記録を訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年7月1日から同年10月16日まで
② 平成3年10月16日から同年11月26日まで

A社には平成3年7月1日から同年11月25日まで勤務していたにもかかわらず、資格喪失日が同年10月16日とされており、また、申立期間①に係る標準報酬月額が、実際の報酬より低い額にされている。正しい厚生年金保険の被保険者記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人から提出されたB社（申立人がA社を退職後に勤務した事業所）発行の給与所得の源泉徴収票により、申立人は、A社に平成3年7月1日から同年11月25日まで勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成4年1月16日の後の同年3月6日付けで、遡って3年10月16日とされ、また、同年7月から同年9月までの標準報酬月額は、当初、22万円と記録されていたところ、遡って11万円に減額訂正されており、申立人のほか43名の従業員の標準報酬月額も同様に遡って減額訂正されていることが確認できる。

また、複数の従業員が、申立人はA社において、ヘアメイクの業務に従事しており、社会保険事務に関わっていなかったと供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所

でなくなった後に、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日及び標準報酬月額を遡って処理する合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、上記源泉徴収票において確認できる退職日の翌日である平成3年11月26日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た22万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA事務所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和26年11月21日、資格喪失日は29年2月26日であると認められることから、同所における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和27年7月1日）及び資格取得日（昭和29年2月13日）を取り消すことが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和27年7月1日から29年2月13日まで

A事務所に所属するB病院に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同病院に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の被保険者記録は、①資格取得日が昭和26年11月21日、資格喪失日が27年7月1日、②資格取得日が同年7月1日、資格喪失日が未記載、及び③資格取得日が29年2月13日、資格喪失日が同年2月26日とされていることが確認できる。

このことについて、日本年金機構Cセンターは、上記被保険者名簿における申立人の資格取得日である昭和27年7月1日に対応する資格喪失日の記載が無いことから資格喪失日を認定できないと回答しており、社会保険事務所（当時）における記録管理の不備が認められる。

また、上記被保険者名簿では、申立人と同様、昭和27年7月1日に資格取得したと記載されている多数の従業員に資格喪失日が記載されていないことが確認できる。

一方、申立人から提出された申立期間当時B病院で勤務中の写真及び当時の勤務の具体的状況に係る供述等から判断して、申立人が申立期間も同病院に勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA事務所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和26年11月21日、資格喪失日は29年2月26日であると認められるこ

とから、申立期間に係る資格喪失日（昭和27年7月1日）及び資格取得日（昭和29年2月13日）を取り消すことが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事務所における昭和27年6月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格取得日に係る記録を昭和54年1月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年1月21日から同年2月21日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が提出した従業員カードにより、申立人が同社に継続して勤務し（昭和54年1月21日に同社C支社から同社B支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支社における昭和54年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和33年4月1日、資格喪失日は34年3月1日であると認められることから、申立期間の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和33年4月1日から34年3月1日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。高校を卒業後、申立期間に同社に住み込みで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が昭和33年3月に卒業した高校の同窓会会員名簿及び申立期間当時にA社において被保険者資格を取得している従業員の供述により、申立人が申立期間に同社において継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間当時に社会保険事務を担当していた従業員は、「A社に勤務していた者は厚生年金保険に加入していた。」とし、A社は、厚生年金保険に加入していれば当然に給与から保険料を控除していたとしている。

さらに、申立人及び上記の社会保険事務担当者が供述する申立期間当時のA社の従業員数は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載のある申立期間当時の被保険者数とおおむね一致していることから、当時、同社においては、ほぼ全ての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

加えて、上記被保険者名簿において申立期間及びその前後に被保険者資格を取得している従業員のうち、連絡先の判明した9人に照会し、6人から回答を得たが、このうち申立人と同様にA社に住み込みで勤務していたとする従業員4人は、勤務期間と被保険者期間は一致しているとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額は、申立期間以前にA社において被保険者資格

を取得し、被保険者資格取得時の年齢が申立人に近い男性従業員の資格取得時の標準報酬月額記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、報酬月額算定基礎届や資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和33年4月から34年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録については、申立期間のうち、昭和 59 年 11 月は 19 万円、同年 12 月は 17 万円、60 年 2 月は 16 万円、同年 3 月は 17 万円、同年 4 月は 19 万円、同年 5 月及び同年 6 月は 17 万円、同年 7 月は 18 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 11 月 1 日から 60 年 8 月 21 日まで

A 社に勤務した期間のうち申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違している。申立期間の給与支給明細書、給料明細及び昭和 60 年分源泉徴収票を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、昭和 59 年 11 月、同年 12 月及び 60 年 2 月から同年 7 月までの標準報酬月額については、申立人から提出された A 社の給与支給明細書及び給料明細において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、59 年 11 月は 19 万円、同年 12 月は 17 万円、60 年 2 月は 16 万円、同年 3 月は 17 万円、同年 4 月は 19 万円、同年 5 月及び同年 6 月は 17 万円、同年 7 月は 18 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社の代表取締役から回答は得られず、このほかにも、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い

ことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与支給明細書等で確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和 60 年 1 月の標準報酬月額については、給与支給明細書により、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（19 万円）は、オンライン記録の標準報酬月額（15 万円）よりも高額であるものの、報酬月額に見合う標準報酬月額（15 万円）がオンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち平成6年7月31日から同年11月2日までの期間における資格喪失日は同年11月2日であると認められることから、申立人の当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、平成6年7月から同年9月までは44万円、同年10月は47万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年7月31日から14年6月20日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も間違いなく勤務していたので申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社の事業主の回答により、申立人が同社に平成13年5月21日まで継続して勤務していたことが確認できるところ、オンライン記録によれば、申立人の同社における資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった6年7月31日の後の同年11月2日付けで、遡って同年7月31日と記録されていることが確認できる。

また、申立人と同様に、平成13年5月21日まで雇用保険の加入記録があり、6年11月2日付けで遡及して厚生年金保険の被保険者資格喪失日を同年7月31日として処理されていた従業員は、同年7月分から同年10月分までの給与明細書を所持しており、事業主による給与からの厚生年金保険料の控除が認められる。

なお、オンライン記録によれば、A社は平成6年7月31日付けで適用事業所でなくなっているが、商業登記簿謄本によれば、同社は当該遡及処理を行った同年11月2日において法人格を有しており、申立期間当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）が当該処理を遡及して行う合理的な理由は無く、申立人に係る資格喪失日について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の資格喪失日を当該処理が行われた平成6年11月2日に訂正し、申立人に係る標準報酬月額を同年7月から同年9月までは44万円、同年10月は47万円とすることが必要である。

一方、申立期間のうち平成6年11月2日から14年6月20日までの期間については、雇用保険の記録によると、申立人が13年5月21日までA社に勤務していたことが確認できるが、同日以降の勤務は確認できない。

また、申立人は給与明細書を所持していないことから、当該期間における厚生年金保険料の給与からの控除について確認できない。

なお、上記従業員も平成6年11月分以降の給与明細書を所持していないところ、同年11月以降に国民年金保険料を納付していることについて「給与から保険料が控除されなくなっただけからは国民年金に加入した。」と供述している。

このほか、当該期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年9月5日から10年2月28日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額に見合う標準報酬月額と相違している。家計簿と平成9年分の所得税の確定申告書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち平成8年12月から9年11月までの標準報酬月額については、同年分の所得税の確定申告書において確認できる社会保険料の控除額より算出した厚生年金保険料から、36万円であることが推認できる。

また、申立期間のうち平成8年9月から同年11月まで、9年12月及び10年1月の標準報酬月額について、申立人から提出のあった家計簿により、申立人は、当該期間において、A社からその主張する標準報酬月額（36万円）以上の給与の支払を受けていたことが確認できる。

さらに、申立人の記憶していた同僚二人から提出のあった当時の給与明細書によると、保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額が47万円及び59万円であるところ、オンライン記録の標準報酬月額は二人とも38万円と記録されていることが確認できることから、A社は実際の保険料控除額に見合う標準報酬月額よりも低い額を社会保険事務所（当時）に届け出ていることがうかがえる。

これらのことを総合的に判断すると、申立人は申立期間において標準報酬月額36万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できるこ

とから、申立期間の標準報酬月額については、36万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、上記家計簿及び所得税の確定申告書において推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成19年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月31日から19年1月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。平成18年12月31日に同社を退職したため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社からの回答及び申立人の同社における雇用保険の加入記録により、申立人が同社に平成18年12月31日まで継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社では、給与からの保険料控除は当月控除であったとしているところ、同社から提出された申立人の申立期間に係る給与明細書により、平成18年12月分の給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成10年4月30日から同年5月8日までの期間について、申立人のA社における資格喪失日は、同年5月8日であることが認められることから、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を平成9年8月から10年3月までは59万円、同年4月は24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年8月1日から10年5月8日まで

ねんきん定期便により、A社に勤務した期間のうち、一部期間において厚生年金保険の加入記録が無く、また、標準報酬月額が報酬額に見合う標準報酬月額より低くなっている。申立期間当時は代表取締役であったが、経営についてはもう一人の代表取締役が行っていたので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成10年5月の連休明けにA社が倒産した。その後の債権者会議で、債権者名簿を渡された上、得意先の売上金が社会保険事務所に差し押さえられたことなどをもう一人の代表取締役から聞いた。」旨供述し、当時の債権者名簿を提出しているところ、同社のもう一人の代表取締役及びその妻は、「同社は同年5月に倒産し、得意先の売上金が社会保険事務所に差し押さえられた。」旨回答していることから判断すると、申立人は、申立期間において、同社に継続して勤務していたことが推認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成9年8月から10年3月までは59万円、同年4月は24万円と記録され、また、資格喪失日は同年5月8日と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年4月30日より後の同年9月28日付けで、9年8月から10年3月までの期間の標準報酬月額を30万円に減額訂正した上、同年4月の随時改定及び資格喪失に係

る記録を取り消し、同年4月30日を資格喪失日として訂正されたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社に勤務した4人の従業員においても、平成10年9月28日付けで標準報酬月額及び資格喪失日が遡及訂正されたことが確認できる。

しかし、A社に係る商業登記簿謄本によると、同社では申立期間においても法人事業所であることが確認できる上、上述のとおり、同社の元代表者及びその妻は、「同社は平成10年5月に倒産した。」旨回答していることから、同社は申立期間において、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

一方、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は昭和58年から同社の代表取締役役に就任し、申立期間及び上記標準報酬月額及び資格喪失日の遡及訂正時において、共同の代表取締役であったことが確認できる。

しかし、A社のもう一人の代表取締役の妻、元役員、元従業員及び申立期間当時同社の経営を指導していた税理士は、「申立人は現場担当として勤務し、社会保険の届出事務には関与していなかった。経営についてはもう一人の代表取締役が担当し、社会保険事務は当該代表取締役の妻が行っていた。」旨供述していることから、申立人は同社において社会保険事務の権限を有していなかったと判断される。

以上のことから、申立人は、上記標準報酬月額及び資格喪失日の遡及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立人の標準報酬月額及び資格喪失日を遡って訂正する合理的な理由は無く、当該処理に係る記録が有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成10年5月8日に訂正し、また、申立期間に係る標準報酬月額についても、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、9年8月から10年3月までは59万円、同年4月は24万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月2日から同年4月17日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険の資格取得日に係る記録を同年4月2日、資格喪失日に係る記録を同年4月17日とし、当該期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月1日から37年6月1日まで

A社B支店に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたのは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の旅行会（昭和36年5月と37年4月16日の計2回）等の複数の写真及び同社B支店に営業職員（外務員）として勤務し、申立人と同期入社である同僚の供述から、申立人が同社同支店に勤務していたことが認められる。

また、申立人は、申立期間においてA社B支店に営業職員（外務員）として勤務していたとしているが、申立人については、上記複数枚の写真のうちの1枚に記載された日付から、昭和37年4月16日まで同社に勤務していたことが確認できる。

さらに、A社に勤務している営業職員（外務員）は、その全員が、同社が所在地変更のため昭和37年4月2日に一旦適用事業所でなくなった後、移転先の社会保険事務所（当時）管内で厚生年金保険の適用事業所となった同日付けで被保険者資格を取得していることが確認でき、また、上述の同僚においても同日に資格を取得していることが確認できることから、申立人についても、同日付けで資格を取得したものと考えられる。また、資格喪失日については、上記写真で勤務が推認できる同年4月16日の翌日である同年4月17日とすることが妥当である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和37年4月2日から同年

4月17日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、昭和37年4月の標準報酬月額については、上記同僚の標準報酬月額の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社に係る事業所別被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和37年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和36年4月1日から37年4月2日までの期間については、A社は、60年に既に解散しており、人事記録、賃金台帳等は保管されておらず、申立人も給与明細書等を所持していないため厚生年金保険料の控除の有無を確認することができない。

また、当該期間当時、A社に正社員として勤務していた複数の従業員は、「同社の営業職員（外務員）は歩合制で勤務しており、社会保険に加入していなかった。」旨供述し、うち1名は、「当初、外務員は厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と供述している。

さらに、上記同僚は、自身がA社において厚生年金保険に加入した昭和37年4月2日以前については、「非正社員として勤務しており、厚生年金保険には加入していない。」旨の供述をしており、同社の営業職員として歩合制で勤務していた申立人についても、当該期間については同様の取扱いがなされていたと考えられる。

加えて、昭和37年4月17日から同年6月1日までの期間については、申立人は、A社の退職日について明確な記憶は無く、同社退職後に勤務した事業所での厚生年金保険被保険者資格取得日の前日となる同年5月31日をA社の退職日とし、同日まで同社に勤務していたと申し立てているが、同社は既に解散しており、人事記録、賃金台帳等は保管されていない上、上記同僚は申立人の退職時期については不明としており、申立人の同年5月31日までの勤務については確認することができない。

このほか、申立人の申立期間のうち、昭和36年4月1日から37年4月2日までの期間及び昭和37年4月17日から同年6月1日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和21年8月26日から22年1月4日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を21年8月26日、資格喪失日に係る記録を22年1月4日とし、当該期間の標準報酬月額を210円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和22年1月4日から同年7月10日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社D支店における資格取得日に係る記録を同年1月4日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年1月から同年5月までは210円、同年6月は400円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年8月26日から22年7月10日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和21年8月26日から継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち昭和21年8月26日から22年1月4日までの期間について、B社から提出された（在籍）証明書、経歴書及び当時の同僚の供述等から判断して、申立人は、A社C支店に勤務していたことが認められる。

また、申立人が記憶する複数の元従業員は、昭和21年12月1日作成の「A社社員名簿」において、申立人と同職種（書記）との記載があり、同職種の従業員のうち申立人を除く24名全員が、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該期間において被保険者であることが確認できる。

さらに、B社は、「勤務形態、勤務の継続性等の状況から判断すれば、当該期間も申立人の給与から保険料を控除していたと推定できる。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A社のE県内の他支店における同職種で、年齢の近い従業員の標準報酬月額の記録から、昭和21年8月から同年12月までは、210円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「当時においても規程、事務手続に沿って処理されたものと推定される。」旨回答しているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪の届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和21年8月から同年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間のうち昭和22年1月4日から同年7月10日までの期間について、B社から提出のあった（在籍）証明書及び経歴書から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和22年1月4日に同社C支店から同社D支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和21年8月26日から22年1月4日までの期間と同様に、申立人のA社のE県内他支店における同職種で、年齢の近い従業員の標準報酬月額の記録から、同年1月から同年5月までは210円、同年6月は400円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「当時においても規程、事務手続に沿って処理されたものと推定される。」旨回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和40年3月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年2月28日から同年3月1日まで
② 平成10年3月26日から同年4月1日まで

A社及びC社で勤務した期間のうち、それぞれ申立期間①及び申立期間②の加入記録が無い。各申立期間に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録及びD社本社が提出した退職証明書から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社B支店から同社E支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、当該期間の異動日については、D社本社は昭和40年3月1日付けでA社B支店から同社E支店に異動したとしているところ、同社B支店はオンライン記録によると同年2月28日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。

一方、D社本社の人事記録によると、申立人と同様に昭和40年3月1日付けでA社B支店から同社E支店に異動した者が8名確認できることから、申立期間①においても当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。したがって、申立人の申立期間①に係る異動日を同年3月1日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和40年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間①においてA社B支店は適用事業所の要件を満たしながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていないことが認められることから、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、C社は、「申立期間当時の人事台帳等の資料を保管しておらず、申立人が当該期間に当社に勤務していたことの確認はできない。」旨回答している。

また、当該期間にC社に勤務していた従業員に、申立人の勤務状況について照会したところ、複数の者が「申立人を覚えている。」旨供述したものの、申立人の勤務期間を記憶している者はいなかった。

さらに、C社から提出のあった、社会保険事務所による平成10年3月27日付け確認印が押された「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」における申立人の資格喪失日は同年3月26日と記載されているところ、同社の現在の社会保険事務担当者は、「控除を確認できる資料は保管されていないが、資格喪失手続きが行われている従業員の給与からの保険料控除は考え難い。」旨供述している。

加えて、申立人の申立期間②における雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における被保険者記録は、資格取得日が平成5年6月1日、資格喪失日が8年12月1日とされ、当該期間のうち同年11月30日から同年12月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社同支店における資格喪失日を同年12月1日とし、申立期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年11月30日から同年12月1日まで

A社B支店に在籍していた期間のうち、申立期間が同社の手続誤りにより未加入期間となっていることが分かった。その後、同社は訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社B支店における被保険者記録は、資格取得日が平成5年6月1日、資格喪失日が8年12月1日とされ、当該期間のうち同年11月30日から同年12月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、雇用保険の加入記録及びA社から提出された証明書等から、申立人が同社に平成元年4月1日から申立期間を含み現在まで継続して勤務し（平成8年12月1日に同社B支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における平成8年10

月のオンライン記録から、53万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日を誤って平成8年11月30日と届け出たことを認めていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主は申立人が昭和20年6月3日にA社（現在は、B社）C事業所における厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、同社D事業所における被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日及び取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和20年6月の標準報酬月額を1万円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社D事業所における資格喪失日及び同社E事業所における資格取得日に係る記録を、それぞれ昭和23年2月3日に訂正し、同年2月の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年6月1日から同年7月1日まで
② 昭和23年2月1日から同年3月31日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B社が作成した在籍証明書及び同社の回答から判断すると、申立人は、申立期間①にA社に継続して勤務（昭和20年6月3日に同社C事業所から同社D事業所に異動）していたことが推認できる。

一方、F年金事務所によると、当時、A社C事業所及び同社D事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿等を管理していた社会保険事務所は、昭和28年2月に火災に

遭い、その際に当該名簿は焼失しているとしており、申立人の記録も焼失してしまった可能性は否定できない。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなし得ない状況下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれらによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

これらを踏まえて本件を見ると、申立人が当該期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和20年6月3日に、A社C事業所における資格を喪失した旨の届出及び同社D事業所における資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったと認めるのが相当であると判断する。

なお、昭和20年6月の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

申立期間②について、雇用保険の加入記録及びB社作成の在籍証明書等から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和23年2月3日に同社D事業所から同社E事業所に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和23年2月の標準報酬月額については、申立人のA社E事業所における同年3月の社会保険事務所の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和40年4月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月26日から同年5月6日まで

A社に勤務した期間のうち申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された在職証明書から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和40年4月26日に同社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和40年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における労働者年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を昭和17年6月1日、資格喪失日に係る記録を19年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の労働者年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から19年6月1日まで

A社B工場に勤務した申立期間の労働者年金保険の加入記録が無い。しかし、申立期間は同社に勤務していたので、労働者年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細な供述から、申立人が、申立期間においてA社B工場に勤務していたことが認められる。

また、申立人が同じ業務を行っていたと記憶しているA社B工場の同僚14人の大多数に同社同工場において労働者年金保険の被保険者としての記録が確認できる。

さらに、申立人及び同僚一人が供述したA社B工場における従業員数と同社同工場に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿の記録上の労働者年金保険被保険者数がほぼ一致するため、当時、同社において、ほぼ全ての従業員が労働者年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当時の申立人の前後に入社し、ほぼ同年齢の複数の同僚の社会保険事務所(当時)の記録から、30円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社

会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和17年6月から19年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和57年2月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のB社における資格喪失日に係る記録を昭和57年9月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のC社における資格喪失日に係る記録を昭和58年11月29日に訂正し、申立期間③の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年12月31日から57年2月1日まで
② 昭和57年8月31日から同年9月1日まで
③ 昭和58年6月30日から同年11月29日まで

A社、B社及びC社に勤務した期間のうち、それぞれ申立期間①、②及び③の厚生年金保険の加入記録が無い。継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人から提出された給与支給明細書及び雇用保険の加入記録により、申立人が当該期間においてA社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間②については、申立人から提出された給与支給明細書及び雇用保険の加入記録により、申立人が当該期間においてB社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を昭和57年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間③については、申立人から提出された給与明細表及び雇用保険の加入記録により、申立人が当該期間においてC社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与明細表において確認できる厚生年金保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間①の標準報酬月額を 59 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 7 年 1 月 1 日から同年 6 月 16 日まで
② 平成 7 年 11 月 1 日から 9 年 4 月 29 日まで
③ 平成 9 年 6 月 1 日から 10 年 1 月 31 日まで

A社に勤務した申立期間①、B社に勤務した申立期間②及びC社に勤務した申立期間③の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与に見合う標準報酬月額と相違しているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額については、当初、59 万円と記録されていたものが、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 7 年 6 月 16 日より後の 8 年 6 月 25 日付けで、遡って 20 万円に減額訂正する処理が行われていることが確認できる。

しかし、社会保険事務所において、上記遡及訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

一方、A社及びB社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は申立期間①当時、A社の取締役であったことが確認できるが、上記減額訂正が行われた当時、次の勤務先であるB社で監査役に就任していることが確認できる。

また、A社の経理担当者は、「申立人は、取締役管理部長として、総務・人事及び経理を管理していたが経営の実権は無かった。」としており、申立人と同じ同社管理部で勤務していたとする従業員は、「申立人は、社会保険関係の事務に関与することは無かった。」としているところ、申立人は、「当該遡及訂正処理は知らなかった。当時は別会社のB社を立ち上げる前後であったと思うので、そこで働いていた。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間①において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 59 万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間②について、申立人から提出された平成 7 年分及び 9 年分の所得税の確定申告書の社会保険料控除額により算出した標準報酬月額は、申立期間②のうち、7 年 11 月及び 8 年 12 月から 9 年 3 月までのオンライン記録の標準報酬月額とほぼ一致していることが確認できる。

また、申立期間②のうち、平成 7 年 12 月から 8 年 11 月までの標準報酬月額については、厚生年金保険料を確認できる資料は無い上、B 社は、既に解散しており、当時の事業主も連絡先が不明であることから、申立人の当該期間における申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、オンライン記録では、B 社における申立人の申立期間②に係る標準報酬月額について、不自然な記録訂正の形跡は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間③について、オンライン記録によると、C 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 10 年 1 月 31 日より後の同年 2 月 9 日付けで、申立人の標準報酬月額は、32 万円と記録されていたものが、9 万 2,000 円に遡って減額訂正する処理が行われたことが確認できる。

しかし、C 社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間③及び上記訂正処理日において、同社の代表取締役であることが確認できる。

また、オンライン記録により申立期間③に被保険者であった従業員 8 人に照会したところ、回答があった従業員 3 人のうち二人は、申立期間③当時、C 社では給与の遅配等、業績が悪い状況であったとしている。

さらに、上記の回答があった従業員は、「経理及び社会保険関係は誰かが専門に担当していたのではなく、社長である申立人が税理士及び社会保険労務士と連絡を取りながら、全般を見ていた。」と供述している。

加えて、申立人は、「滞納は無かったと思う。社会保険事務所に行ったことは無く、書面又は電話で連絡があったかもしれないが分からない。」としているが、「印鑑は自身で管理していた。」と供述している。これらのことから、申立人が当該訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、C 社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の記録訂正に関与しながら、当該減額処理が有効でないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間③における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和21年12月20日、資格喪失日は22年12月20日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和21年12月から22年5月までは270円、同年6月から同年11月までは300円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年12月20日から22年12月20日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。しかし、同社のB工場に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B工場を給料締切日の昭和22年12月20日に退職し、同年12月にC社を創業したと供述しているところ、申立人が提出した同社の会社案内から同社の創業が同年12月と記載されていることが確認できる。

また、申立人が記憶していた同僚は、申立人のA社B工場での勤務及び旧姓等を記憶しているところ、当該同僚は同社同工場で昭和22年6月10日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらのことから、申立人は、申立期間においてA社B工場に勤務していたことが認められる。

一方、申立人の転勤前のA社D工場における被保険者記録はあるが、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の被保険者記録は見当たらない。しかし、上記名簿は、健康保険の番号欄が途中から空白になっている上、再付番された当該番号が二重に記載されており、昭和18年、19年に資格取得した者の後に17年に資格取得した者が記載されていることから、当時同名簿の書換えが行われたことがうかがえるが、申立期間当時における同名簿の書換えが適切に行われたとは認め難く、保管されている同名簿が申立期間当時の全ての厚生年金保険被保険者の加入記録を網羅しているとは言

い難い。

このことについて、日本年金機構E事務センターは、「昭和17年から19年に資格を取得した者の標準報酬月額の変更記録や取得日がないことや書換え前の名簿がなく、資格取得日が時系列に記載されていないことから、通常の事務処理において作成、使用されたとは考え難く、後年に他の資料を元に復元された可能性がある。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、A社D工場における資格喪失日である昭和21年12月20日、資格喪失日は22年12月20日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社D工場における昭和21年11月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、同年12月から22年5月までは270円、同年6月から同年11月までは300円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和20年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を60円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年6月30日から同年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に支店間の異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった「職歴証明書」（B社が作成）、B社が保管する申立人に係る人事記録に基づく事業主の回答、A社に勤務したとする当時の状況についての申立人による具体的な供述等から判断すると、申立人が申立期間に同社に継続して勤務し（昭和20年7月1日に同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和20年5月の社会保険事務所の記録から、60円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したのと考えているが、事業主が資格喪失日を昭和20年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を申立人の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成9年4月30日から10年1月31日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年1月31日であると認められることから、当該期間の厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、平成9年4月から同年9月までの期間は24万円、同年10月から同年12月までの期間は20万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月30日から11年8月25日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も引き続き同社に継続して勤務しており、また、当時の給与支給明細書等を提出するので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び健康保険組合の加入記録等により、申立人は、申立期間にA社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録では、申立人について、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成10年1月31日）の後の平成10年4月7日付けで、一旦記録された9年10月の標準報酬月額の定時決定の記録が取り消された上で、同社における厚生年金保険の被保険者資格を同年4月30日に喪失した旨遡って記録処理されていることが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所（当時）において、上記遡及処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成9年4月30日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の記録処理は有効なものとは認められない。したがって、申立人の同社における資格喪失日は、上記健康保険組合の加入記録における保険者資格喪失日である10年1月31日であると認められる。

また、平成9年4月から同年12月までの期間の標準報酬月額については、上記取消

し及び喪失処理前のオンライン記録から、同年4月から同年9月までの期間は24万円、同年10月から同年12月までの期間は20万円とすることが妥当である。

申立期間のうち、平成10年1月31日から11年8月25日までの期間については、上記のとおり、雇用保険の加入記録等により、申立人は、当該期間もA社に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該期間については、申立人から提出のあった当該期間に係る給与支給明細書により、申立人は、当該期間にA社から給与を支給されていることは確認できるものの、当該給与に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、当該期間に係る申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和23年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2,700円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年8月21日から同年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に本店支店間の異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出のあった「職歴証明書」（B社が作成）及びB社が保管する申立人に係る人事記録に基づく事業主の回答から判断すると、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し（昭和23年9月1日に同社C支店から同社本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における社会保険事務所（当時）の記録から、2,700円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したものと考えているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和56年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月30日から同年5月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に昭和56年4月30日まで勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、厚生年金基金の加入員記録及びB社が保管する申立人に係る人事記録に基づく事業主の回答により、申立人は、昭和56年4月30日までA社C支店に継続して勤務していたことが確認できる。

また、B社では、申立期間について、「企業の事務として当然、厚生年金保険料を申立人より控除していた。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間に係る厚生年金基金の標準給与月額の記録及び申立人のA社C支店における昭和56年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したものと考えるとしているが、事業主が資格喪失日を昭和56年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を申立人の資格喪失日として届け、そ

の結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所（現在は、B事業所）における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和45年8月16日であると認められることから、申立期間の厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年8月は2万6,000円、同年9月から45年7月までの期間は3万3,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月16日から45年8月16日まで

A事業所に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も引き続き同事業所に継続して勤務しており、厚生年金保険料は給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録等により、申立人は、昭和42年3月6日から45年8月15日までの期間、A事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、B事業所から提出のあった申立人に係る「給与所得に対する所得税源泉徴収簿」等において、申立人は、申立期間にA事業所から給与の支払を受け、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

一方、オンライン記録では、申立人は、昭和44年8月16日にA事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失して以降の申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。

しかしながら、A事業所に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票では、昭和44年9月の標準報酬月額の随時改定が記録されていることが確認できるにもかかわらず、オンライン記録と同様、申立人が同事業所における厚生年金保険の被保険者資格を同年8月16日に喪失した旨記録されており、不自然な記録となっている。

これらのことから、社会保険事務所（当時）において、申立人の年金記録の管理が適切に行われていなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和44年8月16日にA事業所にお

ける厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の記録処理は有効なものとは認められない。したがって、申立人のA事業所における資格喪失日は、申立人の同事業所における雇用保険の離職日の翌日である45年8月16日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記被保険者原票における標準報酬月額の記録から、昭和44年8月は2万6,000円、同年9月から45年7月までの期間は3万3,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成19年9月1日から20年1月1日までの期間について、標準報酬月額決定の基礎となる19年4月から同年6月までは標準報酬月額19万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を19万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成9年8月1日から20年1月1日まで
A社に勤務した申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給されていた賃金額に見合う標準報酬月額よりも低額である。源泉徴収票及び雇用保険受給資格者証を提出するので、調査して正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせん根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、申立期間のうち、平成9年8月1日から19年9月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を適用し、同年9月1日から20年1月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

2 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、申立期間のうち、平成19年9月1日から20年1月1日までの期間について、オンライン記

録によると、当該期間の標準報酬月額が15万円と記録されている。しかし、B区から提出のあった20年度特別区民税・都民税課税回答書、申立人から提出のあった雇用保険受給資格者証及び事業主の昇給、降給は無かったとする供述から、標準報酬月額の決定の基礎となる19年4月から同年6月までは、標準報酬月額19万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが推認できる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を平成19年9月から同年12月までは19万円に訂正することが必要である。

- 3 一方、申立期間のうち、平成9年8月1日から19年9月1日までの期間については、申立人から提出のあった18年分給与所得の源泉徴収票及びB区から提出された上記20年度特別区民税・都民税課税回答書に記載されている社会保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額とほぼ符合している。

また、オンライン記録において、当該期間に係る標準報酬月額の遡及訂正などの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月1日から4年3月31日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違しているため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成4年3月31日より後の同年4月28日付けで、9万8,000円に遡って減額訂正されていることが確認できるとともに、申立人と同様に標準報酬月額が減額訂正されている者が確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は平成元年7月29日から同社二人目の代表取締役役に就任し、申立期間及び減額訂正処理日において代表取締役であったことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、社会保険事務所に届出されている事業主は、申立人ではなく、別の代表取締役であることが確認できる。

また、A社の複数の元従業員は、上記届出されている事業主が同社の最高責任者であったと供述しており、申立人は、当該事業主から、同社が健康保険及び厚生年金保険の適用事業所でなくなるので、国民健康保険に加入するようにとの指示を受けたと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人が、自らの標準報酬月額の減額訂正処理に関与していたとは考え難く、また、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和29年10月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年10月16日から30年1月25日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社内での異動はあったが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人(故人)の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社C支店及び同社B支店の元従業員の供述並びに同社を承継しているD社から提出された申立人の役員略歴表の記載内容から判断すると、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し(昭和29年10月16日にA社C支店から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和30年1月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、D社は不明としており、このほか確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本店における資格取得日に係る記録を昭和23年7月24日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年7月は600円、同年8月は6,900円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年7月24日から同年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社C支店から同社本店への異動はあったが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人の人事記録、雇用保険の加入記録、健康保険組合の加入記録及びA社の複数の元同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間も同社に継続して勤務し（昭和23年7月24日に同社C支店から同社本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭和23年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、同年7月は600円、同年8月は6,900円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成5年11月から6年10月までは53万円、同年11月及び同年12月は41万円、7年1月から同年3月までは15万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月1日から7年4月24日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違しているため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成5年11月から6年10月までは53万円、同年11月及び同年12月は41万円、7年1月から同年3月までは15万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年4月24日より後の同年4月26日付けで、11万円に遡って減額訂正されていることが確認できるとともに、申立人と同様に標準報酬月額が減額訂正されている者が確認できる。

また A社の代表取締役は、平成6年頃に社会保険事務所から滞納している保険料の納付について呼出しを受けたと供述している。

一方、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、当該標準報酬月額の減額訂正処理日において同社の取締役であったことが確認できるところ、同社の代表取締役及び複数の元従業員は、申立人は営業事務に携わっており、社会保険の事務手続きには関与していなかったと供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由はなく、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成5年11月から6年10月までは53万円、同年11月及び同年12月は41万円、7年1月から同年3月までは15万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人の主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し行っていたことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を5万2,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月1日から同年10月1日まで

A法人に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」の写しの標準報酬月額と相違しているため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿によると、昭和39年10月の定時決定において、申立人の健康保険に係る標準報酬月額は4万8,000円、厚生年金保険に係る標準報酬月額は最高等級である3万6,000円となっていたところ、厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭和40年法律第104号）により、40年5月から厚生年金保険に係る標準報酬月額の最高等級が6万円に引き上げられ、同年5月の厚生年金保険に係る標準報酬月額は、4万8,000円とすべきところであり、オンライン記録では4万8,000円となっているが、上記被保険者名簿に当該改定額についての記載は無い。

しかしながら、申立人から提出された昭和40年6月25日付けの社会保険事務所の押印がされた「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」の写しには、申立人の標準報酬月額は5万2,000円と記載されていることが確認できる。

なお、当該標準報酬決定通知書の写しについて、年金事務所は、昭和40年5月の標準報酬月額の最高等級が引き上げられたことに伴い、A法人から申立人等に係る標準報酬月額の届出が行われたのかもしれないとしている。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、事業主は、申立人の主張する標準報酬月額（5万2,000円）に係る届出を社会保険事務所に対して行ったと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から60年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から60年9月まで

私は、大学卒業後に父が経営する会社に就職し、経理を担当していた母が、私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付をしてきていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和62年11月頃に払い出され、申立人は、当該払出時点で過年度納付が可能であった60年10月分までの保険料を遡って納付しており、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することはできない期間であること、54年3月に申立人と婚姻し、申立人と共に父親の会社に勤務し、給料から保険料が天引きされていたとする申立人の妻も、手帳記号番号は申立人と連番で申立期間後に払い出され、婚姻後から61年9月までの期間の保険料が未納となっていること、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から50年9月まで
私が20歳の頃、父が経営していた会社で経理を担当していた弟が、私の国民年金の加入手続きをし、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の弟が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続き及び保険料の納付をしたとする弟から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和51年5月に払い出されており、当該払出時点で申立期間のうち49年3月までの期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は、保険料は仮払金処理されていたかもしれないと説明しているが、提出された申立期間終期の決算期の申立人に係る仮払金の額は、当時の保険料の額と大きく異なっていること、申立人の保険料を納付していたとする弟も申立期間のうち20歳になった49年*月から同年12月までの期間の保険料は未納であること、申立人は、払出時に交付されたとみられる年金手帳を1冊所持し、ほかに手帳を所持した記憶は無いとしており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人の弟が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 1 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月から 51 年 3 月まで

私は、結婚して数年たった昭和 47、48 年頃に金融機関の担当者から、今なら国民年金保険料の未納分をまとめて納付できると言われたので、国民年金に加入し夫婦二人分の保険料を金融機関の担当者を通じて納付した。その後の夫婦二人分の保険料も私が納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及びその妻は、申立期間当時の国民年金の加入手続の時期及び場所、年金手帳の受領、所持等についての記憶が曖昧である。

また、申立人は、昭和 47、48 年頃に未納保険料を一括で納付したと説明しているが、夫婦の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の 53 年 6 月に連番で払い出されており、当該払出時点で過年度納付が可能であった 51 年 4 月分まで遡って保険料が納付されていることが確認でき、当該払出時点では申立期間の保険料は時効により納付することができない期間であること、申立期間の保険料を納付するためには、第 3 回特例納付（実施期間は 53 年 7 月から 55 年 6 月まで）により納付する以外にないが、申立人は、特例納付についての記憶は無く、申立人が納付したとする夫婦の保険料額は申立期間の夫婦の保険料を特例納付した場合の保険料額と大きく相違していることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人及びその妻は、現在所持する各 1 冊の年金手帳以外の手帳を所持していたことはないと説明しており、申立期間同時に夫婦に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 1 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月から 51 年 3 月まで

私の夫は、結婚して数年たった昭和 47、48 年頃に金融機関の担当者から、今なら国民年金保険料の未納分をまとめて納付できると言われたので、国民年金に加入し夫婦二人分の保険料を金融機関の担当者を通じて納付した。その後の夫婦二人分の保険料も夫が納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及びその夫は、申立期間当時の国民年金の加入手続の時期及び場所、年金手帳の受領、所持等についての記憶が曖昧である。

また、申立人の夫は、昭和 47、48 年頃に未納保険料を一括で納付したと説明しているが、夫婦の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の 53 年 6 月に連番で払い出されており、当該払出時点で過年度納付が可能であった 51 年 4 月分まで遡って保険料が納付されていることが確認でき、当該払出時点では申立期間の保険料は時効により納付することができない期間であること、申立期間の保険料を納付するためには、第 3 回特例納付（実施期間は 53 年 7 月から 55 年 6 月まで）により納付する以外にないが、申立人の夫は、特例納付についての記憶は無く、申立人の夫が納付したとする夫婦の保険料額は申立期間の夫婦の保険料を特例納付した場合の保険料額と大きく相違していることなど、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人及びその夫は、現在所持する各 1 冊の年金手帳以外の手帳を所持していたことはないと説明しており、申立期間同時に夫婦に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申

立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 10522 (事案 447 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 10 月から 46 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 10 月から 46 年 6 月まで
私の母は、私及び妹の国民年金保険料を区の出張所で納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

本件申立てについては、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していないことから、その記憶が曖昧であることに加え、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 46 年 7 月頃に払い出されていることが確認でき、この時点では申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、かつ、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 6 月 24 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し申立人は、申立期間当時に同居していた妹の保険料も母親と一緒に納付していたと説明しているが、妹の国民年金手帳の記号番号は、申立人と同時期の昭和 46 年 7 月頃に払い出されており、妹は、申立人と同様、当該払出時の同月から保険料の納付を開始していることが確認できること、申立人からは、新たな関連資料、参考情報等の提供は無く、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人の主張は、委員会当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 57 年 6 月までの期間、58 年 1 月から 59 年 6 月までの期間及び 60 年 7 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 4 月から 57 年 6 月まで
② 昭和 58 年 1 月から 59 年 6 月まで
③ 昭和 60 年 7 月から同年 9 月まで

私は、昭和 59 年 5 月頃に国民年金の加入手続を行い、その際に社会保険事務所(当時)から、年金を満額受け取るために国民年金保険料を遡って納付するように言われ、申立期間①及び②の保険料を分割して納付した。加入後は毎月保険料を納付してきた。申立期間①、②及び③の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 59 年 10 月頃に払い出されており、この払出時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は加入手続をしたのは1回だけであると説明しているなど、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。また、申立人は、年金手帳に「被保険者となった日」が 54 年 4 月 1 日と記載されていることをもって、保険料を納付していたと説明しているが、当該事項は国民年金被保険者資格を取得した日であり、実際に国民年金の加入手続や保険料を納付した時点を示すものではないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②及び③については、申立人は、昭和 59 年から 62 年分の保険料控除申告書を所持しているが、59 年分の申告書に記載されている保険料額は、申立期間②直前の 57 年 7 月から同年 12 月までの期間の保険料を 59 年 10 月に過年度納付している保険料額と一致しており、60 年分の申告書に記載されている保険料額は、申立期間②直後の

59年7月から60年3月までの期間の保険料を60年9月、同年11月及び同年12月の3回に分けて過年度納付している保険料額と一致している。また、61年分の申告書に記載されている保険料額は、同年1月から同年12月までの期間の保険料と、申立期間③直前の60年4月から同年6月までの期間の保険料又は申立期間③直後の同年10月から同年12月までの期間の保険料との合計額と一致しており、62年分の申告書に記載されている保険料額は当該年分の保険料額とおおむね一致しているなど、当該申告書はオンライン記録の納付記録とおおむね合致しており、申立期間②及び③の保険料額は含まれていないと考えられるほか、申立人は当該期間の保険料の納付場所及び納付額に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年5月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年5月から62年3月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料の納付を行っていたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成4年8月頃に払い出されており、当該払出時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は申立期間当時に国民年金手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年4月から51年3月まで

私の母は、昭和40年4月頃に私の国民年金の加入手続をしてくれた。国民年金保険料は母が負担してくれたが、母に頼まれ私も納付を手伝った記憶がある。母の遺品の中に、私の保険料を納付した記録と思われる昭和47年9月以降のメモ書きがあった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時に自身と母親が国民年金に加入していたのであれば、母親は二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたはずであると説明しており、母親が保険料の納付を記録したメモの内容を自身で転記したとする手帳を所持しているが、その手帳に記載されている金額は、当時の一人分の保険料額と一致しており、申立人は上記手帳に記載された保険料は自身のものでないような気がするなどと説明しているなど、その手帳は申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料とは認められない。

また、申立人は、国民年金の加入手続に関与しておらず、申立期間当時に母親から自身の保険料を納付するように依頼され納付した記憶はあるが、自らの意思で保険料を納付したことはないと説明しているほか、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和51年7月頃に払い出されており、当該払出時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人が当時居住していた市が作成した国民年金被保険者名簿の備考欄には、「新規受付 51.7. 9」と記載されていることが確認でき、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせ

る周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 5 月から 63 年 7 月までの期間及び 63 年 10 月から平成元年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 5 月から 63 年 7 月まで
② 昭和 63 年 10 月から平成元年 3 月まで

私の母は、私が 20 歳になったのをきっかけに私の国民年金の加入手続を行い、その後の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする母親は、加入手続の時期及び場所に関する記憶が無く、自身が厚生年金保険に加入後の申立期間①のうち昭和 63 年 1 月から同年 7 月までの期間及び申立期間②については、申立人の保険料のみを納付したかどうかに関する記憶が曖昧である。

また、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人が現在所持している年金手帳には厚生年金保険の記号番号のみが記載され、国民年金手帳の記号番号の記載は無いほか、申立人及び母親は当該手帳以外に別の年金手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から60年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から60年6月まで

私は、昭和49年に入院のため国民健康保険の加入手続を妹にしてもらった。退院後に、私が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立期間は国民年金の未加入期間であり保険料を納付することができない期間であるほか、申立人が当時所持していたと説明する国民年金手帳の色は、申立期間当時に使用されていた手帳の色とは相違しており、申立期間当時に申立人に国民年金の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 8 月から同年 9 月

私は、最初に勤務していた会社を退職した後の平成 3 年 9 月頃に、A 市の B 区役所において厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、送られてきた納付書により申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の手帳記号番号は、A 市において平成 4 年 3 月頃に払い出されていることが推認できることから、申立期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能である。

しかしながら、申立期間は、オンライン記録によれば、第 3 号被保険者の資格取得届を行った平成 8 年 6 月に、国民年金の未納期間として記録が追加されたものであることが確認できることから、申立期間は、当該記録が追加される以前において、国民年金に加入していない期間であり、保険料を納付することができない期間である。その上、申立人は、「平成 4 年 3 月以後に、3 年 8 月及び同年 9 月の保険料を納付した記憶は無い。」と述べていることから、申立人の申立期間の保険料は、前述の手帳記号番号の払出しの時点において、納付していなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い上、申立人は、「A 市 B 区役所か郵便局で保険料を納付した。」と述べているが、申立期間当時、A 市においては郵便局で現年度保険料を納付することはできない。

このほか、申立人が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 10 月から 58 年 3 月まで

私の父は、当時学生だった私が 20 歳になった昭和 54 年*月頃に、私の国民年金の加入手続を行い、この加入時から私が就職する 58 年 3 月までの期間の私の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間が国民年金に未加入で、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の父は、私が学生で 20 歳になった昭和 54 年*月頃に、私の国民年金の加入手続を行ってくれ、この加入時から私が就職する 58 年 3 月までの期間の私の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立人に対し、平成 9 年 1 月に基礎年金番号が付番されていることが確認できるが、国民年金の手帳記号番号が払い出された記録は確認できない。また、申立人は、「父から年金手帳をもらった記憶は無い。」と述べており、申立期間当時に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、申立期間は、国民年金に加入していない期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人の父が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い上、申立人は国民年金の加入手続及び申立期間に係る保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付してくれたとする父から、当時の納付状況等を聴取することが諸事情により困難であるため、申立人の国民年金の加入状況及び納付状況を確認することができない。

このほか、申立人の父が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断する

と、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 4 月から 4 年 3 月まで

私の母は、学生が国民年金に強制加入することになった平成 3 年 4 月に、A 市役所において私の国民年金の加入手続を行い、加入時から私が就職する前の 4 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の母は、学生が国民年金に強制加入することになった平成 3 年 4 月に A 市役所において私の国民年金の加入手続を行い、加入時から私が就職する前の 4 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付してくれていた。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立人に対し、平成 9 年 1 月に基礎年金番号が付番されていることが確認できるが、国民年金の手帳記号番号が払い出された記録は確認できない。また、申立人及びその母は、申立人の年金手帳について、「国民年金手帳を所持した記憶は無い。」と述べており、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、申立期間は、国民年金に加入していない期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人の母が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い上、申立人の母は、申立人の国民年金の加入手続並びに保険料の納付方法、納付場所及び納付金額に関する記憶が曖昧である。

このほか、申立人の母が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年9月から平成2年4月まで
私の母は、私が20歳になった昭和62年*月に私の国民年金の加入手続を行い、自宅に届いた納付書により、私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の母は、私が20歳になった昭和62年*月に私の国民年金の加入手続を行い、自宅に届いた納付書により、私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。」と主張している。

しかしながら、申立人が所持する国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によれば、申立人が20歳になった昭和62年*月ではなく、平成4年4月頃に払い出されることが推認でき、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、申立期間のうち、昭和62年9月から平成2年2月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。

その上、オンライン記録によれば、申立期間直後の平成2年5月から3年3月までの期間の保険料は、4年6月30日に遡って納付されていることが確認でき、当該保険料の納付の時点においては、申立期間の保険料は時効により納付することができない。なお、申立人の母は、「その月、その月の保険料を集金人に納付していて、遡って保険料を納付した記憶は無い。」と述べている。

加えて、申立人の母が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い上、申立人は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付してくれていたとする母は、申立人の申立期間の保険料額に関する記憶が曖昧である。

このほか、申立人の母が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 4 月から同年 10 月まで

私は、会社を退職した平成 14 年 4 月に駅前にある A 区の B 出張所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料は送付された納付書により自宅近くの郵便局で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、会社を退職した平成 14 年 4 月に駅前にある A 区の B 出張所により国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料は送付された納付書で自宅近くの郵便局で納付した。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立人の申立期間に係る平成 14 年 4 月の国民年金の被保険者資格の取得及び 14 年 11 月の同資格の喪失の記録は、18 年 1 月 30 日に追加されていることが確認でき、申立期間は、当該得喪記録が追加された時点において、国民年金に加入していなかった期間であり、保険料を納付することができない期間である。

また、オンライン記録によれば、申立期間の始期である平成 14 年 4 月 1 日は、国民年金第 1 号被保険者の資格取得勸奨事象発生日とされ、同年 10 月 25 日に加入勸奨対象者とされている。その上、申立期間の保険料を遡って納付できる 16 年 2 月 24 日においても同様に加入勸奨対象者とされている。

さらに、申立人は、「国民年金の加入手続を行った際、その場で納付書をもらった記憶がある。」と述べているが、A 区は、「納付書の交付は、申立人が国民年金の加入手続を行ったとする平成 14 年 4 月からは社会保険事務所（当時）が行っており、加入手続の際に区役所から交付することはない。」と回答している。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い上、申立人は、納付したとする保険料の納付金額及び納付頻度の記憶

が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 10 月から 57 年 4 月まで

私は、20 歳の昭和 54 年*月に国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を結婚した 61 年 5 月の数か月前に 1 回で全て納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、20 歳の昭和 54 年*月に国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を結婚した 61 年 5 月の数か月前に 1 回で全て納付した。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金の手帳記号番号は、A 区の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人が主張する 20 歳のときではなく、昭和 59 年 5 月に払い出されていることが確認でき、また、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間のうち、昭和 54 年 10 月から 57 年 3 月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により保険料を納付することはできない期間である。

さらに、申立期間のうち、昭和 57 年 4 月の保険料は、前述の年金手帳記号番号の払出しの時点において、過年度納付が可能であるものの、申立人は、「保険料を遡って納付したのは 1 回である。」と述べており、また、59 年 4 月から 60 年 3 月までの期間の保険料は、オンライン記録によれば、時効直前の 61 年 5 月頃に過年度納付されていることが推認できる。これらのことを踏まえると、当該期間の保険料については納付していなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は

見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 5 月頃から平成 2 年 8 月まで
私が勤務した店は厚生年金保険に加入していなかったため、私は、同店に勤務し始めた昭和 59 年 5 月頃から平成 2 年 8 月までの期間は国民年金に加入し、当該期間の国民年金保険料を金融機関又は当時居住していたA市役所で納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によれば、昭和 46 年 2 月頃にB区から払い出されていることが推認でき、申立期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能である。

しかしながら、申立人が郵送されてきた納付書により申立期間の保険料を納付していたとする金融機関や当時居住していたA市役所において、75 か月にも及ぶ保険料の収納事務に過誤があったとは考え難い。

また、申立人が所持する年金手帳の住所変更欄と申立人の戸籍の附票と照合したところ、同手帳の住所変更欄には、申立期間のうち、昭和 59 年 7 月から 61 年 8 月までの期間に居住したA市C町、D市及びA市E町の3か所の住所が記載されておらず、これらの市に居住した前後に居住していたF区及びA市G町の住所が記載されているのみであることから、申立人がA市C町、D市及びA市E町において国民年金に係る住所変更手続を適切に行っていないことが推認される。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断する

と、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から同年 12 月まで

私の叔母は、A区役所で私の国民年金の加入手続を行ってくれた。また、私の叔父又は叔母は、私の申立期間に係る国民年金保険料を同夫婦とその娘の保険料と一緒に、叔父の会社に来る金融機関の担当者を通して納付してくれていた。私は、申立期間において叔父の会社に住み込みで働いていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳は、昭和 48 年 11 月 13 日に交付されており、この手帳の交付の時点において、申立人の申立期間の国民年金保険料を現年度納付することが可能である。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立人の叔父又は叔母が申立人の保険料と一緒に納付していたとする同夫婦の娘の国民年金の手帳記号番号は、申立人と連番で払い出されていることが確認できるものの、同娘の保険料は、申立人と同様に申立期間が未納となっていることが確認できる。その上、A区の年度別納付状況リストにおいても、申立人及びその叔父夫婦の娘の申立期間に係る保険料が未納となっている。

また、申立人及びその叔父夫婦は、「申立期間の保険料は金融機関の営業担当者を通して納付していた。」と述べているが、金融機関の収納業務において、同じ期間の二人分の保険料に過誤があったとは考え難い。

その上、申立人と叔父夫婦の娘の保険料の納付状況については、申立人の申立期間直前の昭和 46 年 10 月から 48 年 3 月までの期間の保険料は、年金手帳の発行日及びオンライン記録によれば、過年度納付され、叔父夫婦の娘も申立期間直前の昭和 48 年 1 月から 48 年 3 月までの期間の保険料が申立人と同様に過年度納付されていることが推認できる。

加えて、申立人の叔父又は叔母が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い上、申立人の保険料を納付していたとする申立人の叔父夫婦は、保険料の納付頻度等の記憶が曖昧である。

このほか、申立人の叔父又は叔母が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 2 月から 57 年 6 月まで
② 昭和 59 年 3 月から 61 年 3 月まで
③ 昭和 63 年 4 月
④ 昭和 63 年 12 月
⑤ 平成元年 10 月及び同年 11 月

私の国民年金の加入時期は明確ではないが、私が昭和 57 年 7 月に会社で厚生年金保険に加入する前に、私の義母が私の国民年金の加入手続きを行い、それまで納付していなかった申立期間の①の国民年金保険料をまとめて納付してくれた。また、申立期間の②、③、④及び⑤の保険料は、私の金融機関口座から夫婦二人分を一緒に口座振替により納付していた。申立期間の①、②、③、④及び⑤の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間の①については、申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によれば、昭和 63 年 2 月頃に払い出されていることが推認でき、申立期間の①当時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間の①は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間の①について、申立人は、「私が昭和 57 年 7 月に会社で厚生年金保険に加入する前に、私の義母が私の国民年金の加入手続きを行い、それまで納付していなかった申立期間の①の保険料をまとめて納付してくれた。」と主張している。しかし、前述のとおり、申立人が主張する手帳記号番号の払出しの時期がオンライン記録の払出し時期と相違する上、申立人の義母は、国民年金の加入手続きを行った時期及びまとめて納付したとする保険料の納付金額の記憶が曖昧である。

加えて、申立人の義母が申立人の申立期間の①の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い。

このほか、申立人の義母が、申立人の申立期間の①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

2 申立期間の②、③、④及び⑤について、申立人は、「当該期間の保険料は、自身の金融機関口座から夫婦二人分を一緒に口座振替で納付していた。」と主張している。

しかしながら、申立期間の②直後の昭和61年4月から63年3月まで期間の保険料は、オンライン記録によれば、63年5月26日及び同年8月6日に過年度納付されていることが確認できることから、申立期間の②については口座振替で保険料を納付していなかったものと推認することができる。その上、申立期間の③の前後の期間において、申立人及びその妻の収納年月日が相違していることが確認できる。また、申立人が述べているA金融機関における口座振替契約は、平成8年2月に行われていることは確認できるが、それ以前の口座振替契約を確認することができなかった。これらのことを踏まえると、申立期間の②、③、④及び⑤についても、申立人が申立期間の②、③、④及び⑤の保険料を自身の金融機関口座から口座振替により妻と一緒に保険料を納付していたとは認め難い。なお、申立人は、前述のとおり、オンライン記録において過年度納付されている記録があるにもかかわらずこれを否定しており、口座振替とは別の納付方法により保険料を納付した記憶も無いとしている。

さらに、申立期間の②について、前述のとおり、申立人の手帳記号番号が昭和63年2月頃に払い出されていることが推認できることから、申立期間の②のうちの59年3月から60年12月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の②、③、④及び⑤の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い。

このほか、申立人が、申立期間の②、③、④及び⑤の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

3 これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の①、②、③、④及び⑤の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 12 月から 49 年 3 月まで
② 昭和 53 年 7 月から同年 9 月まで
③ 昭和 54 年 1 月から同年 3 月まで
④ 昭和 62 年 9 月から同年 11 月まで
⑤ 昭和 63 年 1 月

私の母は、私が 20 歳になった昭和 48 年頃に、私の国民年金の加入手続を行い、私の申立期間の①、②及び③の国民年金保険料を母の金融機関口座から母の保険料と一緒に口座振替により納付してくれていた。また、昭和 59 年 12 月の婚姻後における私の申立期間の④及び⑤の保険料は、夫の金融機関口座から夫婦二人分と一緒に口座振替により納付していた。申立期間の①、②、③、④及び⑤の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間の①、②及び③について、申立人は、「私の母は、私の当該期間に係る国民年金保険料を母の金融機関口座から母の保険料と一緒に口座振替により納付してくれていた。」と主張している。

しかしながら、申立人の母の申立期間の①を含む昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月までの期間に係る保険料は、申立人の母に係る国民年金被保険者台帳によれば、48 年 12 月に一括納付されていることが確認できる。また、申立人の申立期間の②及び③の前後の期間の保険料は現年度納付されているものの、申立人の母の申立期間の②及び③の期間を含む昭和 52 年 1 月から平成 3 年 2 月までの期間の保険料は、オンライン記録によれば、前納されていることが確認できる。これらのことから、申立人の母が申立人の申立期間の②及び③の保険料を母の金融機関口座から一緒に口座振替により納付していたとする申立人の主張に整合性が認められない。

加えて、申立人の母が申立人の申立期間の①、②及び③の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い。

このほか、申立人の母が申立人の申立期間の①、②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間の④及び⑤について、申立人は、「私の当該期間の保険料は、夫の金融機関口座から夫婦二人分を一緒に口座振替で納付していた。」と主張している。

しかしながら、申立人の夫の申立期間の④及び⑤を含む昭和61年4月から63年3月までの期間の保険料は、オンライン記録によれば、63年5月26日及び同年8月6日に過年度納付されていることが確認できる。また、申立人の夫が述べているA金融機関における口座振替契約は、平成8年2月に行われていることは確認できるが、それ以前の口座振替契約を確認することができなかった。これらのことから、申立人が、申立期間の④及び⑤の保険料について、夫と一緒に夫の金融機関口座から口座振替により保険料を納付していたとは認め難い。

加えて、申立人及びその夫が申立人の申立期間の④及び⑤の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い。

このほか、申立人及びその夫が申立人の申立期間の④及び⑤の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の①、②、③、④及び⑤の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 1 月から 62 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 1 月から 62 年 12 月まで

私は、夫の就職に伴い、国民年金の第 3 号被保険者となった平成元年 2 月に、区役所の国民年金担当者から「このままでは、60 歳までに老齢年金の受給資格に必要な 300 か月を満たすことができないが、2 年分の国民年金保険料を遡って納付することで受給資格を満たすことができる。」との連絡があり、納付を希望すると、1 年分ずつ納付書が送付されてきたので、保険料約 10 万円を 2 回納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、オンライン記録により、申立人の、平成元年 2 月の第 3 号被保険者の資格取得に係る処理は 2 年 2 月に行われていることが確認でき、申立人は当該処理時点で過年度納付可能な昭和 63 年 1 月から平成元年 1 月までの期間の保険料を納付していることが確認できるものの、当該処理時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、60 歳到達時点で老齢年金の受給資格期間を満たすために 24 か月分の保険料を納付したと説明するものの、新国民年金法が施行された昭和 61 年 4 月以降、60 歳到達時点で老齢年金の受給資格期間を満たしていない被保険者は、60 歳以降に任意加入して引き続き保険料を納付することが可能である上、申立人の第 3 号被保険者の資格取得手続きが行われた平成 2 年当時、区役所担当者から社会保険事務所（当時）に対して、過去の厚生年金保険の加入記録の照会を行うことは可能な状況であったことから、当該区役所が申立人の 45 年 4 月から 46 年 6 月までの厚生年金保険加入期間 15 か月を把握することはできたものと推察され、当該期間を加えた場合、申立人は 60 歳到達時点で老齢年金の受給資格期間を満たすことが可能であったことなど、申立期間の保険料

を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していた区及び所轄社会保険事務所において、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年10月から6年5月までの期間及び同年9月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年10月から6年5月まで
② 平成6年9月から同年11月まで

私は、会社を退職する都度、国民健康保険の手続と一緒に国民年金の加入手続も行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険から国民年金への切替手続、保険料の納付場所及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、国民年金の納付書が届き、国民健康保険料及び税金等と一緒に国民年金保険料を納付していたはずと主張するものの、申立期間①及び②は、国民年金に未加入期間であるため、制度上、納付書は発行されず、保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、現在所持する年金手帳以外の年金手帳を所持していた記憶が曖昧であり、申立期間当時、申立人が居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年5月から14年7月までの期間、15年1月から18年10月までの期間及び19年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年5月から14年7月まで
② 平成15年1月から18年10月まで
③ 平成19年7月

私の母は、私の国民年金の加入手続をし、私が実家にいた平成20年9月までの期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人は、当委員会から保険料を納付していたとする母親に連絡することを希望していないため、母親から当時の納付状況等を聴取することができず、当時の状況が不明である。

また、申立人の基礎年金番号は、申立人が平成14年8月に加入した厚生年金保険の記号番号が同年9月に付番されており、申立期間については、15年6月に、4年5月の国民年金被保険者資格の取得及び14年8月の資格の喪失に係る記録が追加されていることが確認でき、当該記録追加時点では、13年4月以前の保険料は時効により納付することができない上、申立期間③については、オンライン記録により、19年7月19日の厚生年金保険被保険者資格の喪失に伴い、国民年金に係る加入勧奨が行われたものの、20年2月まで加入手続が行われていなかったことが確認できる。

さらに、平成14年4月以降については、保険料収納事務が市町村から国に一本化されるとともに、年金記録の納付データは金融機関等からの電磁データをもって収録している等記録管理の強化が図られているため、金融機関及び社会保険事務所（当時）が事

務処理を誤ったとは考え難いなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立期間当時、申立人が当時居住していた市及び所轄社会保険事務所において、申立人に対して、国民年金手帳の記号番号が払い出され、又は基礎年金番号が付番されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から46年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から46年6月まで

私の妻は、私の国民年金の加入手続きを行い、私の婚姻前の未納期間の国民年金保険料を遡って納付し、以後も保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする妻は納付したとする保険料額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人及びその妻の所持する領収証書から、申立期間直後の昭和46年7月から47年1月までの期間の保険料は48年9月に過年度納付されていることが確認できるものの、当該納付時点では申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、申立人の妻は、夫婦二人分の保険料を遡って納付したのは最初の1回のみであると説明していることなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年5月から46年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月から46年6月まで

私は、婚姻前は母又は私が国民年金保険料を納付し、婚姻後はしばらくして私が夫の国民年金の加入手続と自身の氏名変更手続を行い、夫婦二人分の保険料を遡って納付し、以後も夫婦二人分の保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が婚姻する前の保険料を納付していたとする申立人の母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であるほか、申立人は保険料額の記憶が曖昧である。

また、申立人及びその夫の所持する領収証書から、申立期間直後の昭和46年7月から47年3月までの期間の保険料は48年9月に過年度納付されていることが確認できるものの、当該納付時点では申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、申立人は、夫婦二人分の保険料を遡って納付したのは最初の1回のみであると説明しているなど、申立人の母親及び申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から同年 9 月まで

私たち夫婦は、昭和 52 年 3 月か 4 月頃に区役所を訪れ、婚姻届を提出したことを機に国民年金に加入した。その際、窓口の職員に 2 年間遡って国民年金保険料を納付することができるという説明を受け、私が夫婦二人分の保険料を 2 年間遡って納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は申立期間の保険料の納付金額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は昭和 52 年 3 月の婚姻届提出時に国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の保険料を 2 年間遡って納付したと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は婚姻後の 52 年 11 月に払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認でき、当該払出時点で過年度納付することが可能な 50 年 10 月から 52 年 3 月までの期間の保険料を納付しており、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から同年12月まで

私たち夫婦は、昭和52年3月か4月頃に区役所を訪れ、婚姻届を提出したことを機に国民年金に加入した。その際、窓口の職員に2年間遡って国民年金保険料を納付することができるという説明を受け、夫が夫婦二人分の保険料を2年間遡って納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする夫は保険料の納付金額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の夫は昭和52年3月の婚姻届提出時に国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の保険料を2年間遡って納付したと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は婚姻後の53年2月に払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認でき、当該払出時点で過年度納付することが可能な51年1月から52年3月までの期間の保険料を納付しており、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年9月、同年10月及び9年12月から10年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年9月及び同年10月
② 平成9年12月から10年3月まで

私は、申立期間の免除申請を適切に行ったはずである。申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人は、申立期間①及び②については、自身が窓口で免除申請の手続を行ったが、区の窓口職員から免除が受けられないようなことを言われたと説明していること、年金事務所では免除申請があった場合、その結果を申請の2、3か月後にはがきで本人宛てに通知していると説明しているが申立人は社会保険事務所（当時）から結果通知の葉書が送られてきた記憶は無いと説明していることなど、申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月から2年1月まで
私は、年金手帳が送られて来たので、私の父と一緒にA区の出張所に行ったところ、国民年金保険料に未納分があるといわれ、父が私の未納分の保険料の全てを納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によれば、平成3年4月頃に払い出されていることが推認できる。また、同記録によれば、当該手帳記号番号の払出し直後の3年5月の時効期限直前の時点において、申立期間直前の元年4月の国民年金保険料のみが過年度納付され、さらに、4年3月の時効期限直前の時点において、申立期間直後の2年2月及び同年3月までの期間の保険料が過年度納付されていることが確認できる。これらのことから、申立期間の前後の保険料は、いずれも過年度納付が可能である2年間の時効直前に納付されている上、申立人の父が、「息子の年金手帳が送られて来たので、年金手帳の払出し以前の未納分の保険料の全てを納めた。」とする主張との整合性は見られない。その上、申立期間の保険料は、前述の申立期間直後の期間に係る保険料の納付の時点において、時効により納付することができない。

また、申立人の申立期間の保険料を納付したとする申立人の父は、「息子の年金手帳が送られて来たので、A区の出張所へ出向き、納付書を書いてもらい、出張所の隣にあった金融機関で納付した。」と主張している。しかし、同区の職員は、「過年度納付書の発行は行っていなかった。」と述べている上、申立人は、当初、「平成元年の時点で、自分で申立期間の保険料を現年度納付した。」と述べていたが、申立人の手帳記号番号が3年4月頃に払い出されていることなどを伝えると、申立人は、「年金手帳が送られた平成3年に未納分の保険料を納付した。」と納付時期を変更している。これらのことから、申立人及びその父は、具体的な保険料の納付時期等の記憶が曖昧である。

加えて、申立人の父が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い。

このほか、申立人の父が、申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年8月から4年2月まで
② 平成8年4月及び同年5月

私は、申立期間の①及び②の国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の①について、申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によれば、平成8年9月頃に払い出されたことが推認でき、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、申立期間の①は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

申立期間の②について、当該期間の直後の平成8年6月から同年9月までの期間の保険料は、オンライン記録によれば、時効直前の10年7月の時点において納付されていることが確認でき、当該保険料の納付時点において、申立期間の②は、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が申立期間の①及び②の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無く、申立人は、保険料の納付時期等の記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の①及び②の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 54 年 3 月まで

私は、昭和 52 年 3 月頃、ラジオ番組を聞いて、サラリーマンの妻が国民年金に加入できることを知り、同年 4 月頃、A 区役所の出張所で国民年金の被保険者資格の再取得を行った。申立期間の国民年金保険料は、夫名義の預金口座から、毎月、口座振替により納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 52 年 3 月頃、A 区役所の出張所で国民年金の被保険者資格の再取得手続きを行い、国民年金保険料は、申立期間の初めの頃は B 金融機関 C 支店（現在は、D 金融機関 C 支店）、いつからか具体的には覚えていないが途中からは E 金融機関 F 支店（現在は、G 金融機関 F 支店）のそれぞれ夫名義の預金口座から、毎月、口座振替により納付していた。」と主張している。

しかしながら、D 金融機関 C 支店は、「申立期間当時、申立人の夫の預金口座が開設されていたか否か確認できない。」と回答している。また、G 金融機関 E 支店が保管する申立人の夫の普通預金元帳によると、申立期間を含む昭和 52 年 4 月 1 日から 62 年 3 月 31 日までの期間に、申立人の保険料は引き落とされていないことが確認できる。これらのことから、申立人の保険料が、申立期間当時に、夫名義の預金口座から口座振替により納付されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、「口座振替以外の納付方法で保険料を納付した記憶が無い。」と述べていることから、2 年間にわたり、申立人が居住していた A 区及び金融機関において保険料の収納事務に過誤があったとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い上、申立人は、申立期間当時における保険料の納付金額に関する記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 5 月から 60 年 3 月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続をしてくれ、私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の母は、私の国民年金の加入手続をしてくれ、私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金の手帳記号番号は、A社会保険事務所（当時）の国民年金手帳記号番号受払簿により、申立期間後の昭和 60 年 5 月頃に払い出されていることが確認でき、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間のうち、昭和 57 年 5 月から 58 年 3 月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、「私の母は、加入した時点において昭和 57 年 5 月から 60 年 3 月までの期間の保険料を遡って一括で納付した。その金額は 20 万円ほどであった。」と述べているものの、昭和 60 年当時は、特例納付の実施時期でないことから、35 か月間の保険料を遡って一括で納付することは、制度上、行うことができない上、申立人が述べている保険料の納付金額は、申立期間の保険料額と相違する。

さらに、申立人は、申立期間の保険料の納付に関与しておらず、「私の母が保険料を納付してくれたはずだ。」と述べるのみで、保険料の具体的な納付状況は不明であり、申立人の申立期間の保険料を納付してくれたとする母から当時の状況を直接聴取することが諸事情により困難であるため、当時の納付状況等を確認することができない。

加えて、申立人の母が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い。

このほか、申立人の母が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年11月から61年3月まで
私の夫は、私が昭和50年10月に会社を退職した翌月の同年11月に私の国民年金の加入手続を行った。また、申立期間の国民年金保険料は、私が納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によると、昭和63年6月頃に払い出されたものと推認でき、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された事情も見当たらず、申立人の所持する年金手帳においても「はじめて被保険者となった日 昭和61年4月1日」と記載されている。これらのことから、申立期間については、国民年金に加入していない期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、国民年金の加入手続に関与しておらず、加入手続をしたとする申立人の夫から当時の状況を直接聴取することが諸事情により困難であるため、申立期間当時の申立人の国民年金の加入手続について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無く、申立人は、保険料の納付頻度及び納付金額等、納付についての記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 63 年 6 月まで

私は、大学を卒業した昭和 58 年 4 月頃に親から国民年金に加入することを勧められ、私の母又は私が、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を金融機関で納付書により納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「大学を卒業した昭和 58 年 4 月頃に親から国民年金に加入することを勧められ、私の母又は私が、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を金融機関で納付書により納付した。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人の国民年金の手帳記号番号は、昭和 63 年 7 月頃に払い出されたことが推認でき、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された事情も見当たらない。これらのことから、申立期間のうち、昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたのが、申立人自身又はその母のどちらであったのかの記憶が曖昧であり、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していた可能性がある申立人の母から当時の状況を直接聴取することが諸事情により困難であるため、当時の加入手続及び保険料の納付状況等を確認できない。

加えて、申立人又はその母が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い。

このほか、申立人又はその母が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 8 月

私は、申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和 60 年 8 月末に厚生年金保険適用事業所を退職して間もなく国民年金の再加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したと説明しているが、申立人が申立期間の再加入手続を行った際に持参したとする年金手帳の「被保険者となった日」は 60 年 9 月 1 日と記載されており、オンライン記録でも同一日が国民年金被保険者資格の再取得日と記録されている。

また、申立期間は国民年金の未加入期間であるため、保険料を納付することができない期間であり、申立人は申立期間の保険料額に関する記憶が曖昧であるほか、申立人の希望により実施した口頭意見陳述において申立人が新たな資料として提出した「年金相談票」においても、申立期間はオンライン記録と同様に国民年金に未加入で保険料が未納と記録されているほか、納付に関する新たな説明もないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年5月から10年5月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年5月から10年5月まで
私の母は、私が大学生だったときに、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の免除申請手続きをしてくれたと思う。申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の免除申請手続きに関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び免除申請手続きを行ったとする母親は、国民年金の加入手続を行った時期及び免除申請手続きを行った時期、回数、場所等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の基礎年金番号が付番された平成10年5月18日時点では、申立期間のうち平成9年度以前は免除申請をすることができない期間であり、10年4月及び同年5月は免除申請を行うことが可能な期間であったものの、母親は当時申立人の住民票があった市へ免除申請手続きのために行った記憶は無いと説明しているほか、申立人は現在所持している年金手帳以外の手帳を所持していた記憶は無く、申立人に国民年金手帳の記号番号又は別の基礎年金番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年6月から同年12月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年6月から同年12月まで

私は、昭和50年1月から同年12月までの国民年金保険料を納付した領収証書を所持しているが、厚生年金保険に加入していた期間の保険料は還付されていない。申立期間の保険料が還付されていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する領収証書により、申立期間の国民年金保険料が納付されたことは確認でき、申立人は申立期間の保険料の還付を受けた記憶は無いと説明しているものの、昭和59年6月11日に作成された還付・充当・死亡一時金等リストには、還付理由が厚生年金保険への移行による喪失と記載され、還付対象期間、還付金額及び還付決議日が明確に記載されており、還付対象期間は申立期間と一致し、還付金額も申立期間の保険料額と一致しているなど、この記載内容に不合理な点は無く、還付決議は、申立人が厚生年金保険の資格取得日である昭和50年6月1日後の同年9月5日に行われており、当該期間の保険料の還付に関する事務処理は適切に行われたものと認められ、申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 58 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 58 年 12 月まで

私は、昭和 49 年 3 月に結婚し、義父母に勧められて同年 4 月に国民年金の加入手続をし、近くの郵便局で国民年金保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付金額、納付頻度に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、結婚直後の昭和 49 年 4 月に国民年金の任意加入手続を行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は 59 年 1 月に任意加入で払い出されており、申立期間は国民年金の未加入期間であり保険料を納付することができない。

さらに、申立人は、現在所持する年金手帳以外の年金手帳の記憶が定かでなく、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月、同年10月、49年1月から同年5月までの期間、49年10月、53年5月から同年11月までの期間、59年4月から61年3月までの期間及び平成8年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年9月及び同年10月
② 昭和49年1月から同年5月まで
③ 昭和49年10月
④ 昭和53年5月から同年11月まで
⑤ 昭和59年4月から60年3月まで
⑥ 昭和60年4月から61年3月まで
⑦ 平成8年1月

私は、退職の都度、区役所で国民健康保険の加入手続とともに国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間①、②、③、④、⑤及び⑦の保険料が未納とされ、申立期間⑥の保険料が免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は全ての申立期間について保険料の納付金額に関する記憶が曖昧である。

また、申立期間①及び②については、申立人は、全ての申立期間の保険料を口座振替で納付していたと説明しているが、申立人が居住していた区において口座振替制度が開始されたのは昭和49年4月からであり、申立期間①及び②のうち、49年3月までの保険料の納付方法と相違する。申立期間①、④及び⑦については、平成11年3月に申立人の年金記録が整備されたことにより国民年金の未加入期間から未納期間に変更されたものであり、当該期間当時は国民年金の未加入期間であり保険料を納付することができない期間である。申立期間③及び⑦については、申立人は、当該期間の国民年金加入期間はいずれも1か月に満たない期間であるため、国民年金の加入手続及び保険料の納付

は行っていないかもしれないと説明している。申立期間⑤については、前述のとおり保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、保険料の納付金額に関する記憶が曖昧である。申立期間⑥については、当該期間の保険料の免除申請は昭和 60 年 7 月 1 日に行われ、処理日は同年 10 月 25 日となっていることが、オンライン記録で確認できるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 5 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

しかし、オンライン記録によると、申立人は、平成 19 年 12 月 28 日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、厚生年金保険法第 19 条第 1 項において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、同法第 81 条第 2 項において、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。

これらを総合的に判断すると、平成 19 年 12 月は、申立人が厚生年金保険の被保険者とはならない月であり、当該月に支給された賞与については、保険料の徴収の対象とはならないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月1日から51年10月31日まで
A社(現在は、B社)のC支店に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は勤務していたので厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、従業員の回答により、勤務期間は特定できないものの申立人がA社のC支店に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社は、「当時の資料が残されていないことから、当時を知る人や社内報を探したが分からなかった。申立人の勤務期間、雇用形態及び厚生年金保険の取扱いについては確認できない。」と回答している。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿から、申立人と勤務期間が重なる従業員に照会したところ、申立人が正社員であったことを確認することができず、正社員は厚生年金保険に加入していたが、アルバイトについては厚生年金保険に加入していない又は加入していたか分からないと複数の従業員が供述しており、別の従業員は、「自分はアルバイトとして勤務したが、なかなか正社員にはなれず、入社して5年後頃に正社員となり厚生年金保険に加入した。」と供述していることから、同社では、正社員になったときに厚生年金保険に加入させる取扱いであったことがうかがえる。

さらに、当時、A社が加入していたD厚生年金基金及びE健康保険組合は、申立人の記録は存在しないと回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年6月2日から同年9月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に昭和24年6月2日から勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「当時の資料が無いことから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。」旨回答している。

また、申立期間にA社に勤務していた従業員は、死亡又は所在が不明であり、申立人の勤務状況等について確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿と厚生年金保険手帳番号払出簿における申立人の被保険者資格取得日は一致しており、社会保険事務所（当時）の不自然な処理はうかがえない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年冬頃から 46 年 2 月頃まで
② 昭和 47 年 5 月頃から 61 年 12 月末日まで

A社に勤務した申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の代表取締役及び同社に勤務していた従業員の回答から、申立人が申立期間①及び②に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社の事業主は、当時の資料は保存されていないと回答していることから、申立人の厚生年金保険の取扱いや保険料控除について確認することができない。

また、申立人は、A社の給与計算は自身が担当していたが、自身の給与から厚生年金保険料を控除していたかどうか記憶に無い旨供述している。

さらに、A社の従業員数は4名程度であったところ、申立期間①及び②において、事業主が算定基礎届を提出し、社会保険事務所（当時）が定時決定を行うべき機会が17回あったが、いずれの機会においても申立人の被保険者記録が無いことを事業主及び社会保険事務所の双方が気付かなかったとは考え難い。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、昭和61年4月から62年1月までは国民年金の第3号被保険者となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 1 日から 35 年 5 月 25 日まで
② 昭和 52 年 3 月 1 日から 53 年 6 月 21 日まで

A社B支社の工場で勤務した申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。転勤先の同社C工場の加入記録があるので、同じく同社B支社の工場で勤務した申立期間①についても厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、D社で勤務した期間のうち申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和 49 年 4 月 1 日から 55 年 5 月 15 日に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間②についても厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社B支社における複数の従業員の回答により、期間は特定できないが、申立人が同社同支社の工場に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、「申立人については、当社C工場の記録より前の記録は残っていないため、申立期間に係る申立人の勤務及び厚生年金保険の取扱いを確認できない。」と供述している。

また、A社B支社における申立期間当時の社会保険事務担当者は、「申立人のように中学校を卒業後に同社でソーセージの包装を担当していたということであれば、臨時の現場採用であり、厚生年金保険にはすぐに加入しない取り扱いであった。また、常用社員になるには、最低でも6か月以上の試用期間があったと思う。」と供述している。

さらに、A社B支社の現在の業務主任は、「当時、中学校及び高校卒業者は、同社に入社後、一定期間ある程度様子を見るということで、見習期間が1年くらいあったかもしれない。」と供述している。

このことについて、A社B支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる、申立期間当時の従業員に照会したところ、申立人と同じ立場の中学校及び高等

学校卒業の工場作業員8名は、「入社後1年程度経過した後に、厚生年金保険の被保険者資格を取得している。」と回答しているところ、上記被保険者名簿から、当該作業員の資格取得日が入社後1年経過後であることが確認できる。

申立期間②について、D社の事業主及び複数の従業員の供述から、申立人が当該期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、D社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」により、申立人は昭和52年3月1日に同社において被保険者資格を喪失し、53年6月21日に、再度、同社において被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、D社に係る事業所別被保険者名簿では、2名の従業員が申立人と同様、申立期間②当時に被保険者資格を喪失し、昭和53年6月21日に、再度、被保険者資格を取得していることが確認できる。

このことについて、D社の事業主は、「給料が安かったので本人との話合いのもとに、手取り額を増やすために資格を喪失させたと考えられる。昭和52年3月分から53年5月分までについては、申立人の給与から保険料を控除していなかった。」と供述している。

また、上記2名の従業員のうち、申立人と同じ一般従業員だった1名は、「給料の手取り額を多くするため、厚生年金保険と健康保険から脱退したことが考えられる。」と供述している。

さらに、D社における申立人の雇用保険は、昭和53年6月21日に資格取得と記録されており、同社における厚生年金保険被保険者資格の再取得日と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年7月31日から29年1月1日まで
② 昭和29年4月1日から同年12月31日まで

A社及びB社に勤務していた期間のうち、各申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。最後に勤務したC社を退職する際、厚生年金保険の加入期間が20年あることを確認して退職したので、申立期間について調査して厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社及びB社において、継続して勤務していた複数の従業員の供述により、勤務期間は特定できないが、申立人が両社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社は昭和28年7月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間①は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録が無く、代表者を特定することができない。

さらに、昭和28年2月以前の上記被保険者名簿は、社会保険事務所(当時)の火事により焼失しており、その後復元された名簿には事業主名が記載されていないため、事業主から申立期間①の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

そこで、A社において申立人同様に昭和28年7月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、B社が厚生年金保険の適用事業所となった29年1月1日に同社において資格を取得している従業員に照会したところ、回答のあった9名の従業員のうち、5名は申立人を記憶しておらず、3名は、「申立人を記憶しているが勤務期間は特定できな

い。」と回答している。

さらに、上記従業員は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日より後の期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる資料を保有していない。

加えて、上記従業員のうち1名は、「A社が厚生年金保険から脱退した理由は不明だが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、保険証を返納したこと及び同社から病気になったら知らせるように言われたことを記憶している。」と供述している。

申立期間②について、B社は、昭和52年12月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている事業主は連絡先が不明であることから、申立人の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、B社において申立期間②に在職していた従業員に、申立人の勤務期間について照会したところ、回答のあった2名は申立人を記憶しておらず、また、申立人と同日の昭和29年4月1日に資格を喪失している5名の従業員に照会したが回答を得ることができない。

さらに、A社及びB社の両社で被保険者資格を確認できる従業員のうち、回答のあった1名は、「自分は昭和29年3月半ばに退職したが、申立人は当該月の末頃には退職したのではないかと思う。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年7月1日から28年12月31日まで
駐留軍施設であるA施設でハウスメイド及びドレスメーカーとして勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和28年12月31日まで継続してA施設に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A施設の社会保険業務を引き継いだB省C局D事務所が保管する申立人に係る厚生年金保険の加入記録では、取得年月日が昭和25年9月1日、喪失年月日が26年7月1日と記録されており、申立人のオンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致していることが確認できる。

また、「連合軍要員のうち非軍事的業務に使用されるに至った者の被保険者資格について」（昭和26年7月3日保発第51号厚生省保険局長から各都道府県知事宛通知）により、連合軍要員のうち、非軍事的業務の事業所に使用される者及びハウス等個人的に使用されるに至った者については、昭和26年7月1日以降は、政府の直備使用人としての身分を喪失することとなり、ハウス、ホテル等のいわゆる家事使用人及びクラブ、宿舎施設、食堂、映画事業等に使用される者は健康保険及び厚生年金保険の強制被保険者とはならない取扱いとされている。

さらに、申立人は、「申立期間にA施設でハウスメイド及びドレスメーカーとして勤務していた。」と供述しており、申立人の被保険者資格喪失日は、上記通知により家事使用人等が厚生年金保険の強制被保険者とならなかった日付と一致している。

加えて、申立人が申立期間当時にA施設に勤務していたという同僚は、「私は、A施設で昭和23年頃から26年5月頃まで、日系二世の家でファーストクラスメイドとし

で勤務していたが、同年5月頃、制度が変わって直接雇用しなければならなくなり、自分は雇えないと言われて辞めた。」旨供述している。

その上、A施設に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同時期に被保険者資格を取得している従業員のうち、所在を確認できた2名に照会したが、申立人を記憶している者はいない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月 1 日から 29 年 4 月 1 日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には正社員として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の同僚の供述から判断すると、入社日は特定できないものの、申立人が申立期間から同社に継続して勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同じ昭和 29 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得している従業員が申立人のほかに5名いることが確認でき、これら従業員の供述等から、入社日に被保険者資格を取得しているのは2名で、残る3名は資格取得日より前に入社していることがうかがわれる。

また、被保険者資格取得日より前に入社していることがうかがわれる上記3名のうちの1名は、入社日から1年後に厚生年金保険被保険者資格を取得しているとしているが、資格取得日より前には給与から保険料を控除されていなかったと思うと供述している。

なお、A社は、昭和 50 年までの厚生年金保険関係の資料は既に処分しており、申立人が在籍していた事実を含め、申立期間における申立人の厚生年金保険への加入状況を確認できないと供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 11 月 1 日から 60 年 8 月 1 日まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。確かに勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、昭和 57 年 11 月 1 日から 60 年 7 月 31 日まで、A社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社の取締役は、申立人についての記憶は無く、また、当時の資料は整理しており無く、人事総務関係については死亡した元事業主が全て管理していたため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況は不明であるが、同社従業員について、雇用保険には加入させ、厚生年金保険には加入させない者が多くいた旨を供述している。

また、申立人は、A社における上司及び同僚の姓のみしか記憶しておらず、同社に係る事業所別被保険者名簿において該当者は見当たらず、所在が不明であることから、これらの者から、申立人の勤務状況や厚生年金保険の加入状況について供述を得ることができない。

さらに、上記被保険者名簿の整理番号に欠番は無く、遑って訂正処理を行った等の不自然な記載は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年初夏から平成元年秋頃まで
② 平成元年秋頃から2年初夏頃まで
③ 平成2年初夏から3年秋まで

A社に勤務した申立期間①、B社（現在は、C社）に勤務した申立期間②及びD社に勤務した申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。各期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社で正社員としてデザイン設計の業務に従事していたと申し立てている。

しかしながら、A社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、当該期間を含めこれまでに厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない。

また、A社に係る商業登記簿謄本によると、同社は昭和41年11月9日に設立されているが、事業主の所在は不明であり、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、A社における上司及び同僚の氏名を記憶していないことから、これらの者から、申立人の同社における勤務実態や厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

なお、申立人から提出されたA社の社員旅行の際のものとする写真については、撮影されている人物の氏名等が不明であり、当該写真が同社に係るものであることを確認できない。

申立期間②について、B社の元事業主や従業員等の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となった

のは平成2年11月1日であり、当該期間は、適用事業所となる前の期間であることが確認できる。また、C社の取締役（申立期間②当時はB社の取締役）は、B社が厚生年金保険の適用事業所となる前には従業員の給与から厚生年金保険料を控除していなかったと供述しているとともに、申立人には単発的に仕事を依頼しており、継続雇用の社員ではなかった旨を供述している。

申立期間③について、D社から提出された労働者名簿により、申立人は平成2年3月25日から同年8月31日まで、同社に雇用されていたことが確認できる。

しかしながら、D社の社会保険担当者は、同社では社会保険の手続のために退職者連絡票を作成しており、平成2年5月以降の退職者全員の連絡票が保管されているが、その中に申立人に関する退職者連絡票は見当たらないことから、申立人は同社の正社員ではなかったと思うと回答している。

また、オンライン記録によると、D社は、平成元年3月1日よりE健康保険組合に加入していることが確認できるが、申立人は、昭和57年12月1日から現在までF国民健康保険組合に加入している。

なお、オンライン記録によると、申立人は、申立期間①から③までを含む昭和49年7月から平成10年3月まで国民年金の保険料が納付済みとなっていることが確認できる。

このほか、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 16900 (事案 11435 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 16 日から 41 年 2 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申立てを行った結果、同委員会から、勤務期間の特定ができないなどの理由で、記録の訂正が必要とまでは言えないとの通知を受けた。今回新たに、同僚の氏名を思い出したので、再度調査して申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社における申立人の入社日を特定することができないこと及び当時の事業主の所在が不明であるため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができないことなどの理由から、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることができないとして、既に当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正は必要でないとする平成 22 年 8 月 25 日付けの通知が行われている。

これに対し、申立人はA社における同僚3名の氏名を思い出したことから、申立期間について再度調査してほしいとして申し立てている。

しかしながら、申立人が新たに思い出したとする同僚3名に照会したところ、うち2名は申立人を記憶していたが、申立人のA社における明確な勤務状況については記憶しておらず、また、今回新たに複数の従業員に照会したが、申立人の申立期間における勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

以上のことから、申立人からの新たな情報については、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 2 月 1 日から 58 年 3 月 31 日まで
A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の報酬月額に見合う標準報酬月額と相違している。当時の報酬月額は 19 万円程度であったと記憶しているので、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、12 万 6,000 円とされているが、申立人は、申立期間の報酬月額は 19 万円程度であったと主張している。

しかし、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主とも連絡が取れないことから、申立人の申立期間当時の報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿では、昭和 57 年 2 月に、同社における厚生年金保険被保険者は申立人のほかに 3 人であったことが確認でき、そのうち二人も、同年 2 月より、標準報酬月額が下がっていることが確認できる。

さらに、上記被保険者名簿には、申立人の標準報酬月額等の記載内容について、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から22年4月1日まで
② 昭和23年7月25日から24年4月1日まで
③ 昭和25年9月2日から27年4月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、昭和8年6月1日に入社し、38年6月11日まで継続して勤務しており、申立期間の給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の妻は、申立人に係るA社の退職手当金計算書及び辞令を保有しており、これらの資料により、申立人が昭和8年6月1日に同社に入社し9年7か月間勤務していたこと、また、申立期間①中の20年1月1日付けで辞令を交付されていることが確認できる上、同社が保有する出版物には、申立人が18年から21年にかけて同社からB国(現在は、C国)に派遣されていた旨の記述が確認できることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがわれる。

しかし、A社は、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については、当時の資料が無く不明であるとしている。

また、厚生年金保険の適用事業所名簿により、A社は昭和18年4月1日に適用事業所となっていることが確認できるところ、同社に係る健康保険労働者保険被保険者名簿により、申立期間①当時に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している元従業員は72人であるが、この72人全員の連絡先が不明であることから、これらの者に申立人の申立期間①に係る勤務実態、厚生年金保険料の事業主による給与からの控除及び厚生年金保険の取扱いに

ついて確認することができない。

さらに、A社が保有する出版物には、申立期間①当時に申立人と共にB国D地方のホテルに赴任したとされる二人の氏名が記載されているところ、この二人の氏名は、申立期間①当時の上記被保険者名簿には見当たらず、このうち一人は、申立人が同社において被保険者資格を取得した昭和27年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、申立期間①当時にE国F市に赴任したとする元従業員一人は、申立人と一緒に帰国したと供述しているところ、申立期間①当時の上記被保険者名簿には氏名を確認できず、申立人と同日の昭和27年4月1日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、上記の元従業員は、申立期間①当時、海外勤務者は厚生年金保険に加入していなかったとしている。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立人の妻は、申立人は申立期間②及び③についてA社に勤務していたと申し立てしているところ、申立人は申立期間③中の26年6月30日に、同社において健康保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

しかしながら、A社では、申立期間②及び③に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、当時の資料が無いため不明であるとしている。

また、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によれば、同社は申立期間②以前の昭和23年7月*日にG. H. Qの接収により解散し、同年11月1日から27年3月31日までの期間は健康保険のみの適用事業所となったことが確認できる一方、G. H. Q接収施設の従業員が厚生年金保険の強制加入被保険者となったのは、24年4月1日であることから、申立人は申立期間②において、A社における厚生年金保険の被保険者となることはできない。

さらに、A社が健康保険のみの適用事業所であった期間を含め、渉外労務管理事務所の管理対象施設名簿には、同社を管理対象施設名とする記録は見当たらない。

加えて、申立期間②及び③の前後の期間にA社に勤務していた元従業員に自身の給与からの厚生年金保険料の控除について照会したところ、回答のあった元従業員48人のうち9人は、接収期間中は厚生年金保険に加入しておらず、保険料も控除されていなかったとしている。

このほか、申立人の申立期間②及び③における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年から28年まで

A社(現在は、B社)に事務職として勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に厚生年金保険に加入し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間に、A社に勤務していたとしているところ、申立人が記憶する同僚3人は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が確認でき、そのうち同僚一人は、同社がC市からD市に移転する前に申立人が勤務していたことを覚えていることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B社では、当時の資料は無いことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除については不明であるとしている。

また、申立人は、A社に入社して間もなく、同社がC市からD市に移転することを知ったが、同市では通勤できないために同社を辞めたと述べているところ、申立人が同僚であったと記憶する社会保険担当者は、申立人の入社後間もなく同社が同市に移転したが、申立人は同市には行けないので辞めると言っていたため、厚生年金保険には加入させなかったことを覚えているとしている。

さらに上記被保険者名簿により、申立期間及び申立期間の前後にA社において厚生年金保険の加入記録が確認できる元従業員のうち、上記社会保険担当者を除き連絡先の判明した9人に、申立人の同社における申立期間の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて照会したが、回答のあった5人全員が申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについては不明であるとしている。

加えて、上記被保険者名簿において、申立期間に整理番号の欠番は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除

について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年5月1日から28年5月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に申立期間も含め継続して勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は既に適用事業所ではなくなっており、同社の元代表者の所在を特定することができず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない上、同社に勤務し、現在の住所が確認できる複数の元従業員に照会したものの、回答があった者はいずれも申立人を記憶しておらず、申立人の入社時期を特定することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社は、厚生年金保険の適用事業所になった昭和26年3月17日に21人を厚生年金保険に加入させた後は不定期に一人ずつ加入させていたが、28年5月1日に申立人を含む10人の従業員を加入させたことが確認できる。さらに、回答があった元従業員のうちの二人は、同年5月1日に被保険者資格を取得した10人のうちの一人を記憶しており、「当該従業員は、同年5月より前から同社に勤務していた。」旨供述していることから、同社では、入社から一定期間経過後、申立人を含む10人の従業員をまとめて厚生年金保険に加入させたことがうかがえる。

加えて、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人のA社における資格取得日は昭和28年5月1日となっており、上記被保険者名簿の記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月1日から42年5月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与より低く記録されている。確認できる資料は保有していないが、給与が下がったことはないので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、申立期間当時の厚生年金保険料控除を確認できる資料を保管していないと回答している上、申立人も、保険料控除を確認できる給与明細書等を保有していないことから、同社における給与からの保険料控除額について、確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険の被保険者記録の管理に不備は無く、標準報酬月額が遡って訂正が行われるなどの不自然な点は見当たらない。

さらに、上記被保険者名簿によると、申立期間前後において、複数の従業員が、申立人同様、A社において厚生年金保険の被保険者資格を取得後、最初の定時決定において、標準報酬月額が減額改定されていることが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 16914 (事案 1020 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 5 月 20 日から同年 7 月 10 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、申立期間の勤務は推認できるものの、同社では採用から一定期間経過後、厚生年金保険の加入手続を行っていたことが認められるとの理由により、記録訂正を行うことができないと通知があった。

しかし、申立期間は継続して勤務しており、A社又はB社のいずれかに勤務していたので、再審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人が記憶していた同僚の証言から、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。しかし、申立人がB社を退職後、A社に入社したとする者のうち、両社に厚生年金保険の加入記録がある3人については、A社に入社後1か月から3か月経過後に厚生年金保険に加入していたことが確認できる。このため、A社では、従業員を採用後、一定期間経過後に厚生年金保険の加入手続を行っていたことが認められることから、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 12 月 10 日付けの年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、A社又はB社のいずれかに勤務していたとしているが、A社については、新たな資料等を提出しておらず、B社については、同社からA社に移り、申立人と同様、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が無い従業員は、「昭和 35 年 5 月に申立人と一緒に、B社からA社に転職した。」旨供述している。

また、申立期間当時にB社に勤務した複数の従業員に照会したが、申立人の同社における退職日を記憶している者は確認できない。

なお、B社を吸収合併したC社は、申立期間当時の資料を保管しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらのことから、申立人が再申立ての理由としている事情は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかにも委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月 5 日から 45 年 12 月 12 日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間には同社に正社員として勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における当時の事業主、同僚及び従業員の供述により、期間は特定できないものの、申立人は同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、既に解散している上、上記事業主は、当時の書類を保管していないとしていることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社において申立期間当時に経理事務を担当していた上記事業主の妻は、正社員は3か月の見習期間後、働く意思と働きぶりを見て社会保険に加入させたが、加入については、本人の意思を確認していたと思うし、アルバイトは社会保険に加入させなかったとしている。

さらに、同僚は、申立人の厚生年金保険の加入記録が無いことについて、入社時に社長と話し合っただけで給与について決めたが、そのときに申立人は、社会保険に入らないと決めたのかもしれないとしている。

加えて、上記事業主の妻は、申立人を記憶しておらず、A社において申立期間当時の厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚と従業員のうち、申立人が同社に勤務していたとする二人は、申立人が正社員であったか否かについては分からないとしており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除についての供述を得ることができない。

また、申立人は、昭和 43 年 12 月 1 日にB区において国民健康保険に加入し、申立期

間を含めて現在まで継続して加入していることが確認できる。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立期間において申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年3月1日から21年4月30日まで

A社に船員として勤務した申立期間の船員保険の加入記録が無い。船員手帳を紛失したため証明資料は無いが、申立期間に船員として継続して勤務していたので、船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「自分は、申立期間にA社に勤務し、軍の徴用船で石炭運搬を行うB船の機関見習として、機関運転、当直及び整備等の業務に従事していた。」旨申し立てている。

しかしながら、船員保険の船舶所有者に係る名簿では、A社は昭和25年6月30日に船員保険の適用事業所でなくなっており、また、当時の事情を確認できる代表者等も見当たらないため供述が得られず、申立人の申立期間における勤務の実態や、船員保険の取扱い及び保険料の控除を含む当時の状況について確認することができない。

また、A社に係る「船員保険被保険者名簿索引簿（船員保険記号番号順）」を確認したものの、申立人の記録は見当たらず、また、同社に係る船員保険被保険者名簿において、B船が船員保険の適用を受けた記録も確認できない。

さらに、申立人が乗船したと主張しているB船については、申立人が供述している船籍港等の所在地を管轄する法務局において、船舶登記の記録が確認できず、当該船舶を特定することができない。

加えて、申立人は、B船の船長、機関長及び炊事係長の3人の氏名を記憶しているが、いずれも連絡先が不明であるため供述が得られず、申立人の申立期間における勤務の実態や、船員保険の取扱い及び保険料の控除を含む当時の状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る船員保険料の控除について確認できる関連資料及

び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険の被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 9 月 1 日から 54 年 7 月 1 日まで
A 事業所（現在は、B 事業所）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同事業所に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 事業所から提出のあった申立人に係る雇用契約書及び申立人が記憶していた A 事業所における当時の複数の同僚による供述等から判断すると、申立人は、申立期間当時、同事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、B 事業所から提出のあった申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者名簿」によると、申立人の資格取得日は昭和 54 年 7 月 1 日と記録されており、これはオンライン記録と一致している。

また、B 事業所から提出のあった申立人に係る当時の連絡文書には、申立人が昭和 54 年 7 月 1 日に厚生年金保険を含む社会保険に加入したことを確認した旨記載されている。

さらに、上記複数の同僚は、いずれも、オンライン記録における資格取得日及び雇用保険の記録における資格取得日が一致していることが確認できる。このことから、A 事業所では、申立期間当時、従業員を厚生年金保険と雇用保険に同時に加入させる取扱いであったと考えられる。そして、申立人についても、オンライン記録における資格取得日及び雇用保険の記録における資格取得日が、共に昭和 54 年 7 月 1 日と一致していることが確認できる。

加えて、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿における申立人の A 事業所における資格取得日（昭和 54 年 7 月 1 日）は、同事業所に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録における資格取得日と一致していることから、社会保険事務所（当時）の

事務処理に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月1日から50年11月30日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も引き続き同社に正社員として継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していたA社の取引先事業所の代表者の親族による供述及びA社における当時の状況についての申立人による具体的な供述から判断すると、退職時期を特定できないものの、申立人が昭和41年2月以降も引き続き同社に継続して勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録では、同社が昭和41年2月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、A社の当時の代表者であった申立人の父は、既に死亡しているため供述が得られず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和41年2月1日に、上記代表者及び申立人を含む4人の従業員の合計5人が被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、資格を喪失している3人の従業員（申立人を除く。）は、いずれも死亡又は連絡先が不明であるため供述が得られず、当時の同社における厚生年金保険の取扱い等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月1日から16年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、実際の給与の月額に見合う標準報酬月額と相違している。当時の嘱託雇用契約書及び給与所得の源泉徴収票を提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、認定すべき額が、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録を上回る場合に記録の訂正を行う必要がある。

オンライン記録では、申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額は、平成15年7月及び同年8月は15万円、同年9月から16年6月までの期間は16万円と記録されているところ、申立人は、その保管する「嘱託雇用契約書」等に基づき、実際に支給された給与の月額（30万円）に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい旨申し立てている。

一方、申立人から提出のあった申立期間に係る「給与所得の源泉徴収票」における社会保険料等の金額は、A社から提出のあった申立人の申立期間に係る「年間個人別台帳」における社会保険料額と一致している。

そして、上記「年間個人別台帳」及び申立人から提出のあった申立期間に係る「嘱託雇用契約書」により、申立人は、申立期間において、オンライン記録の標準報酬月額に

見合う報酬月額を超える月例給与（総支給額）を支給されていたことは確認できるものの、当該「年間個人別台帳」における厚生年金保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

このため、上記の特例法を踏まえると、申立期間については、報酬月額に見合う標準報酬月額より厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が低く、当該控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録と一致していることから、上記「年間個人別台帳」及び「給与所得の源泉徴収票」等に基づき記録訂正を行うことはできない。

また、オンライン記録では、申立人に係る平成 15 年 9 月の厚生年金保険の標準報酬月額の定時決定は、同年 8 月 22 日に処理されていることが確認でき、訂正等の記録も無いことから、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。